第２次四万十町
総合振興計画
後期基本計画（案）

後期基本計画　令和４年３月改定

2022 令和４年度 >>> 2026 令和８年度

四万十町
しまんとがわのまんなか SHIMANTO TOWN

目　次

Ⅰ　序論　1

1.計画の概要 ---------- 2
1-1.計画策定の趣旨---------- 2
1-2.計画の位置付け---------- 2
1-3.計画の構成と期間 ---------- 3

2.四万十町の特性 ---------- 4
2-1.位置・地勢 ---------- 4
2-2.歴史 ---------- 4
2-3.人口 ---------- 5
2-4.産業 ---------- 6
2-5.交通 ---------- 8
2-6.財政 ---------- 9
2-7.住民意向 ---------- 10

3.社会潮流とまちづくりの課題---------- 11
3-1.社会潮流 ---------- 11
3-2.まちづくりの課題 ---------- 14

Ⅱ　基本構想　17

1.まちの将来像とまちづくりの基本方針---------- 18
1-1.まちの将来像---------- 18
1-2.まちづくりの基本方針と政策目標 ---------- 19

2.人口の将来展望 ---------- 20

Ⅲ　基本計画　21

1.基本計画の施策体系 ---------- 22

2.分野別施策の構成 ---------- 23

3.基本計画の推進方針 ---------- 24

4.分野別施策 ---------- 27

基本方針１　挑戦し続ける産業づくり---------- 27
1.特色ある農林水産業を生かすまち ---------- 28
(1) 農畜産業の振興 ---------- 28
(2) 林業・水産業の振興 ---------- 30
2.新たな地域ブランドで活力あるまち ---------- 32
(3) 多様な産業の展開---------- 32
(4) 雇用の促進---------- 34

３.本物のおもてなしがあるまち ---------- 36
(5) 商工業の振興 ---------- 36
(6) 交流の促進---------- 38

基本方針２ 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり ---------- 40
４.まちの将来を担う人を育むまち ---------- 41
(7) 子どもを産み育てる環境の充実---------- 41
(8) 教育環境の充実 ---------- 43
(9) 現在と未来を担う人材育成の推進 ---------- 45
５.生きがい・誇りを持てるまち ---------- 47
(10) 住民主体の地域づくりの推進---------- 47
(11) 人権尊重の推進 ---------- 49
(12) 芸術文化・生涯学習・スポーツの推進 ---------- 51
６.元気で安心して暮らせるまち ---------- 53
(13) 保健・医療環境の充実---------- 53
(14) 高齢者福祉の充実 ---------- 55
(15) 障がい福祉の充実 ---------- 58

基本方針３ 日本が誇る四万十川流域の環境づくり ---------- 60
７.広大な自然環境と共生するまち ---------- 61
(16) 自然環境の保全 ---------- 61
(17) 脱炭素・循環型社会の推進 ---------- 63
８.安全で快適な暮らしができるまち ---------- 65
(18) まち・くらしの基盤整備の推進 ---------- 65
(19) 安全・安心の確保 ---------- 69

行財政運営の方針 ---------- 71
(1) 協働によるまちづくりの推進 ---------- 71
(2) 経営的な視点に立った行財政運営 ---------- 73

Ⅰ 序論

Introduction

第２次 四万十町総合振興計画

後期基本計画

四万十町

しまんとがわのまんなか SHIMANTO TOWN

１. 計画の概要

１－１. 計画策定の趣旨

本町では、2017（平成 29）年度から 2026（令和 8）年度までの 10 年間のまちづくりの指針となる「第２次四万十町総合振興計画」を策定し、「山・川・海　自然が　人が元気です　四万十町」をまちの将来像に掲げ、その実現に向けて統合的かつ計画的にまちづくりを進めてきました。

この間、わが国においては、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来、大規模地震や局地的な豪雨による自然災害の多発化など、社会経済情勢や自然環境が大きく変化しています。また、デジタル技術の急速な進展は、私たちの暮らしを豊かにする一方で、個人の生活や産業構造、雇用を含めて社会のあり方を大きく変化させています。

地方分権社会の進展にともない、町の責任と役割は一層高まっており、社会経済情勢や町民ニーズの変化を的確に把握しながら、町民と行政がまちの課題や将来像を共有し、協力してまちづくりに取り組むとともに、行政がこれまで取り組んできた施策や事業については、その効果を検証することによって、より効果的でバランスのとれた行財政運営に取り組むことが求められています。

このため、2022（令和 4）年度から 2026（令和 8）年度までの今後 5 年間における本町のまちづくりの方向性を明らかにし、その着実な実現を総合的かつ計画的に進める長期的な指針として、「第 2 次四万十町総合振興計画　後期基本計画」を策定します。

１－２. 計画の位置付け

本計画は、まちの将来像とまちづくりの基本方針を町民と共有し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するため、「四万十町まちづくり基本条例」の第 18 条を根拠として策定するものであり、町の政策を定める最上位の計画として位置付けます。

1－3. 計画の構成と期間

「四万十町総合振興計画」は、基本構想・基本計画の 2 つの柱で構成され、本町が目指す「まちの姿」を描くとともに、その実現のための基本方針を定めたものです。なお、行政が主体となって実施する個別事業の実施方針を示す実施計画は別に策定します。

（1） 基本構想

本町が目指す「まちの姿」を描くとともに、まちづくりの基本方針、人口の将来展望を示します。計画期間は、2017（平成 29）年度から 2026（令和 8）年度の 10 年間とします。

（2） 基本計画

基本構想で掲げた将来像の実現を目指し、分野別に取り組んでいく施策を体系的に位置付けます。計画期間は、行政事情の変化等を踏まえて 5 年後に見直しを行うため、前期と後期の各 5 年間とします。

（3） 実施計画

基本計画で体系化した各分野の施策を推進していくため、行政が主体となって実施する具体的な個別事業の実施方針を示します。計画期間は、毎年度見直しを行うローリング方式*により、向こう 3 か年分を毎年度、別に策定します。

〔構成と期間のイメージ〕

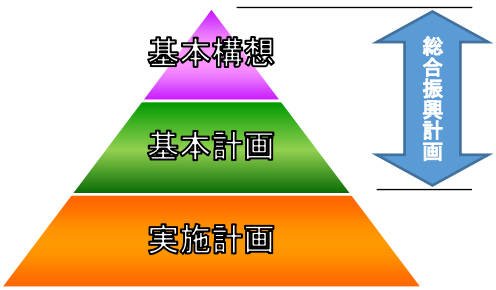

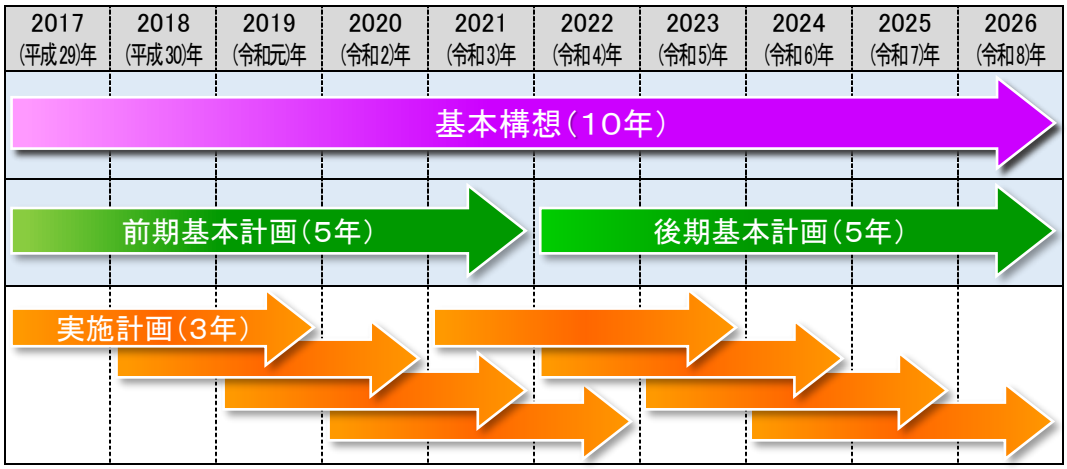

2. 四万十町の特性

2-1. 位置・地勢

本町の位置は、高知県の西部を東から西へ流れる四万十川の中流域にあり、東南部は土佐湾に面しています。町域は東西 43.7km、南北 26.5km、総面積 642.28km^{2}であり、そのうち林野が約 87%を占めています。

集落の多くは四万十川とその支流の河川沿いにありますが、一部は土佐湾に面する海岸部にあります。

四万十町東部に位置する窪川地域は、標高 230m の高南台地にあり、約 2,000ha の農地が広がっています。

窪川地域から四万十川沿いの下流部に位置する四万十町中部の大正地域、西部の十和地域は、面積のほとんどを山林が占めており、平地は四万十川と梼原川沿いに点在しています。

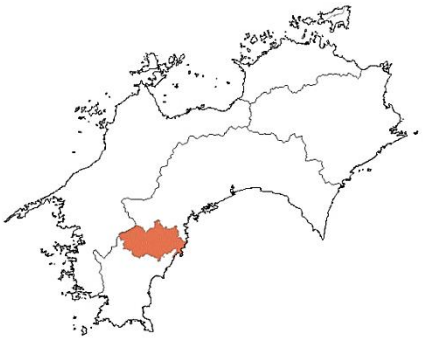

2-2. 歴史

旧窪川町は、古くから仁井田郷と呼ばれていましたが、1889（明治 22）年の町村制施行により、窪川、仁井田、松葉川、東又、与津（後に興津）の各村となった後、窪川村は 1926（大正 15）年に町制を施行、1955（昭和 30）年に窪川町と仁井田、松葉川、東又、興津の４村の合併により窪川町となりました。

旧大正町と旧十和村は、古くは上山郷と呼ばれ、藩政時代末期に上分と下分に分割されました。

旧大正町は、田野々、大奈路など 18 村で上山郷上分と呼ばれていましたが、1889（明治 22）年の町村制施行で東上山村となり、1914（大正３）年には大正村に改称、1947（昭和 22）年から町制を施行しました。

旧十和村は、1957（昭和 32）年に十川村と昭和村の合併により誕生しました。

旧十川村は、大野、川口など７村で十川郷と呼ばれていましたが、1889（明治 22）年の町村制施行で十川村となり、旧昭和村は、明治以前から上山郷下分と呼ばれていましたが、同じく町村制施行で黒川、浦越など 11 村が西上山村に、西上山村はさらに 1928（昭和３）年に昭和村へと改称しました。

以後、四万十川の豊かな自然環境のもと、それぞれの住民が一体となって、旧町村の発展に取り組んできましたが、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化にともない、1999（平成 11）年から、国による全国的な市町村合併が推進されました。

2002（平成 14）年４月以後、窪川町、大正町、十和村のほか、近隣の大野見村や西土佐村も含めた合併協議への調整が行われましたが、最終的には 2004（平成 16）年１月に設置された窪川町・大正町・十和村合併協議会による協議結果をもって、2005（平成 17）年２月にそれぞれの町村長が合併協定に調印し、同年２月 10 日、３町村の議会臨時会で町村の廃置分合などの合併関連議案が議決されました。

その後、県や国の手続きを経て３町村の廃置分合が決定され、2006（平成 18）年３月 20 日、四万十町として新たな歴史が始まりました。

2-3. 人口

（1） 総人口

本町の国勢調査人口は、1955（昭和 30）年の 41,912 人をピークに減少を続けており、2015（平成 27）年には 17,325 人となっています。

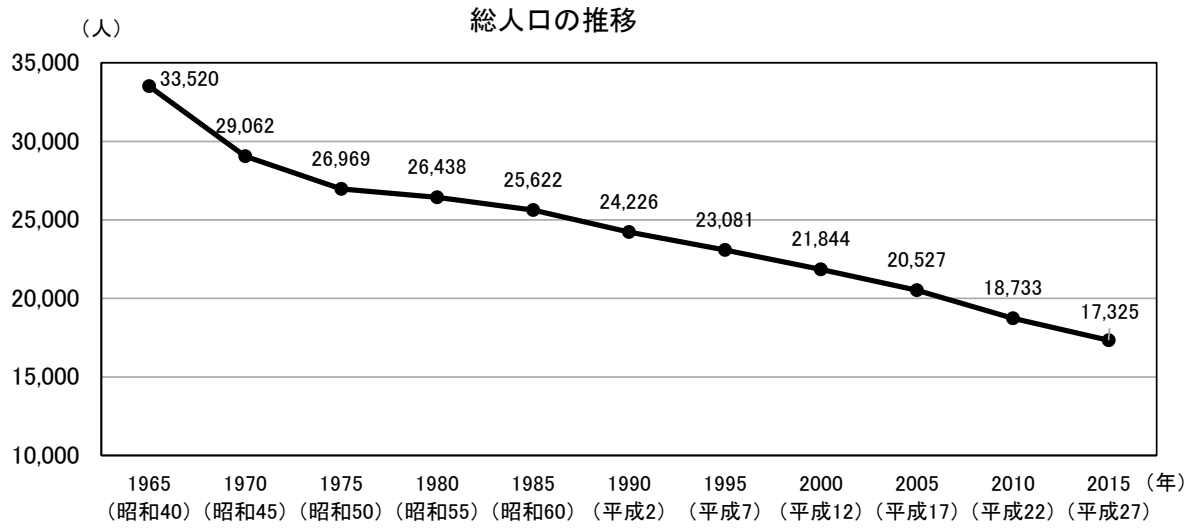

出典：国勢調査

（2） 年齢３区分別人口

年齢３区分別人口をみると、生産年齢人口（15～64 歳）、年少人口（15 歳未満）はともに現在まで減少が続いています。老年人口（65 歳以上）については、平均寿命の延伸もあって緩やかに増加を続け、1990（平成２）年には年少人口を上回りました。

年齢３区分別人口構成比率をみると、老年人口（65 歳以上）比率は年々増加しており、2015（平成 27）年には 42.4%となっています。

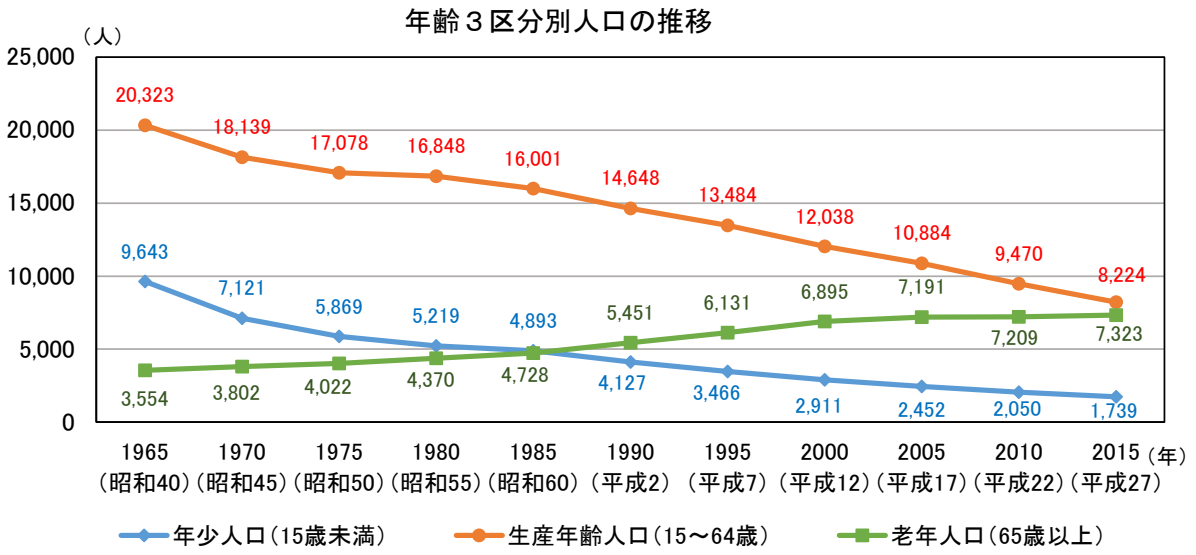

出典：国勢調査

年齢３区分別　人口構成比率

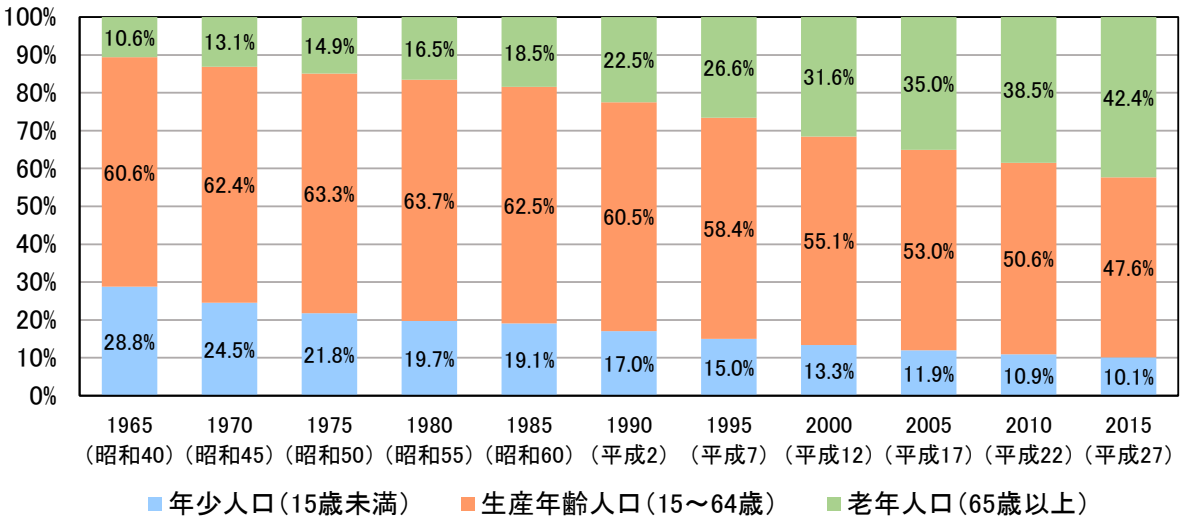

※比率は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計は必ずしも 100 とはならない。

出典：国勢調査

2－4．産業

（１）　産業別就業者数

本町の就業者数は年々減少しており、特に第二次産業就業者数の減少が顕著です。

2015（平成 27）年の国勢調査によると産業別就業者数（15 歳以上）は、第一次産業が 2,878 人（31.8%）、第二次産業が 1,465 人（16.2%）、第三次産業が 4,669 人（51.6%）となっており、第一次産業の占める割合が全国平均 3.9%、高知県平均 11.4%と比べて高いのが特徴です。

産業別就業者数の推移

単位：人

	第一次産業	第二次産業	第三次産業	不明	合計
1995(平成 7)年	3,898	3,056	5,438	10	12,402
2000(平成 12)年	3,256	2,652	5,229	5	11,142
2005(平成 17)年	2,959	2,142	5,046	4	10,151
2010(平成 22)年	2,922	1,599	4,646	40	9,207
2015(平成 27)年	2,878	1,465	4,669	32	9,044

出典：国勢調査、農林業センサス

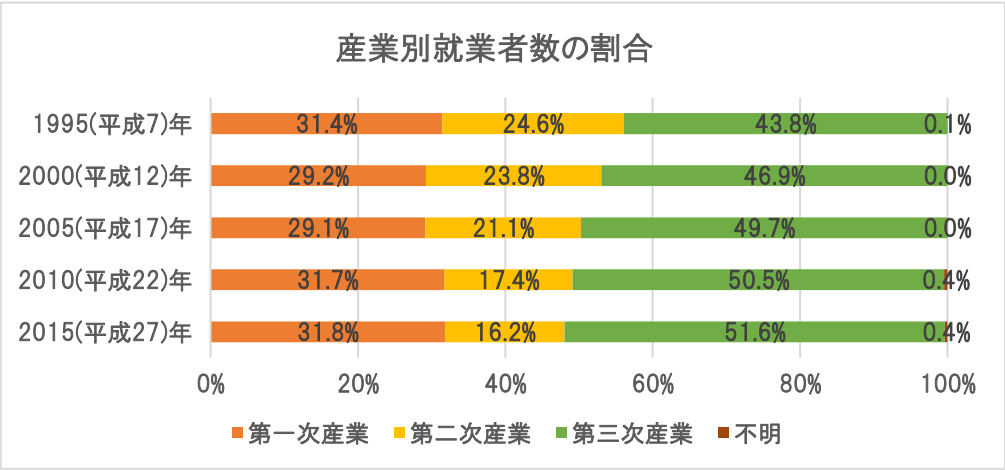

出典：国勢調査、農林業センサス

（２） 農業及び林業

本町の 2015（平成 27）年の世帯数は 7,454 世帯、うち農家は 1,935 世帯で 26.0%となっています。経営耕地面積は 1,904ha で、うち田が 1,675ha と約９割を占めていることから主な作物は水稲となっています。

本町の 2015（平成 27）年の森林面積は 55,826ha で、町の総面積の 86.9%を占めています。所有形態別にみると、国有林が 24.4%、独立行政法人*等が 3.0%、公有林（高知県、町等）が 5.6%、私有林が 54.0%となっています。

各地域で多少の産業構造の違いはありますが、いずれも小規模経営が多くなっており、特に林野率の高い大正地域及び十和地域においては、零細な農林複合経営*が中心です。

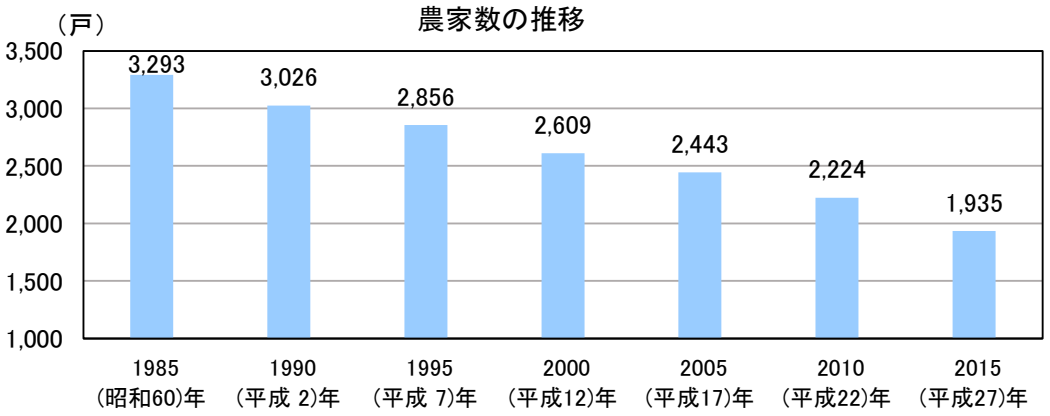

出典：農林業センサス

森林面積

単位：ha、%

	現況森林面積合計	国有林	民有林			
			計	独立法人等	公有林	私有林
実数	55,826	15,645	40,181	1,938	3,574	34,669
割合	86.9%	24.4%	62.4%	3.0%	5.6%	54.0%

出典：2015（平成 27）年農林業センサス

（３） 水産業

本町の海面漁業*は、中型まき網*、刺網*、一本釣り漁業などを中心とした沿岸漁業により、シイラ、イセエビ等が水揚げされています。しかし、1980 年代後半からの日本近海における水産資源の減少など、全国的な沖合・沿岸漁業を取り巻く環境の変化により、本町においても漁獲量が減少し、漁業経営体数も減少しています。

内水面漁業*では、四万十川流域でアユ、ウナギ、テナガエビ等が水揚げされています。

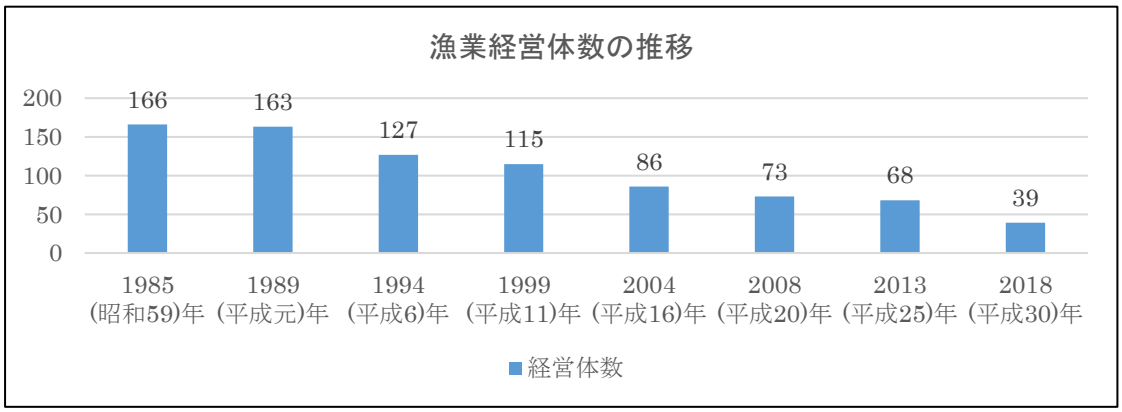

出典：漁業センサス

（4） 商工業

本町の 2016（平成 28）年の商業事業所数は 270 事業所、従業者数は 1,093 人、年間商品販売額は 17,841 百万円となっています。また、従業者数４人以上の製造業事業所数は 40 事業所、従業者数は 617 人、製造品出荷額は 8,768 百万円となっています。

商業事業所数、従業者数、年間商品販売額

単位：事業所、人、百万円

	合計			卸売			小売		
	事業所数	従業者数	年間商品販売額	事業所数	従業者数	年間商品販売額	事業所数	従業者数	年間商品販売額
2004(平成 16)年	420	1,515	23,092	35	140	4,681	385	1,375	18,410
2007(平成 19)年	392	1,470	22,114	37	163	4,165	355	1,307	17,949
2012(平成 24)年	277	1,072	16,190	30	132	3,123	247	940	13,067
2014(平成 26)年	290	984	20,071	35	119	3,502	255	865	16,569
2016(平成 28)年	270	1,093	17,841	27	120	3,578	243	973	14,263

出典：高知県統計分析課「商業統計調査」「経済センサス活動調査」

製造業事業所数、従業者数、製造品出荷額

単位：事業所、人、百万円

	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
2012(平成 24)年	38	543	6,758
2013(平成 25)年	33	580	7,445
2014(平成 26)年	30	553	7,680
2015(平成 27)年	37	511	8,753
2016(平成 28)年	40	617	8,768

出典：高知県統計分析課「工業統計調査」

2-5. 交通

本町の交通網は、鉄道では、JR 土讃線が南北に走り、影野、六反地、仁井田、窪川の４駅が設置されています。また、JR 予土線が東西に走り、家地川、打井川、土佐大正、土佐昭和、十川の５駅が設置されています。JR 土讃線窪川駅と JR 予土線家地川駅をつなぐ形で土佐くろしお鉄道中村・宿毛線が走っており、窪川、若井の２駅が設置されています。

本町の主な道路としては、一般国道 56 号、同 381 号、同 439 号及び主要地方道窪川船戸線、同興津窪川線、同大方大正線が走っており、町の幹線道路としての役割を担っています。また、高知自動車道は四万十町中央 IC まで開通しており、今後四万十 IC まで延伸が予定されています。

2-6. 財政

本町では、2006（平成 18）年以降、合併にともなう一体性の確立や均衡ある発展に向けたまちづくりを推進するため、合併支援制度を活用した事業などの影響により歳入・歳出とも増加傾向にありました。

2016（平成 28）年以降、歳入の大きな部分を占める地方交付税については、合併支援の段階的な縮減がはじまり、さらには人口減少にともなう大幅な減額が予想されます。

生産年齢人口の減少による町民税などの自主財源*が減少する一方、高齢化の進行による社会保障費*等の増加も懸念され、一人あたりの行政コスト*も増大することが予想されます。

人口減少は、町の財政面にも大きな影響を与えることとなるため、将来を見据えた行財政改革のさらなる推進が望まれます。

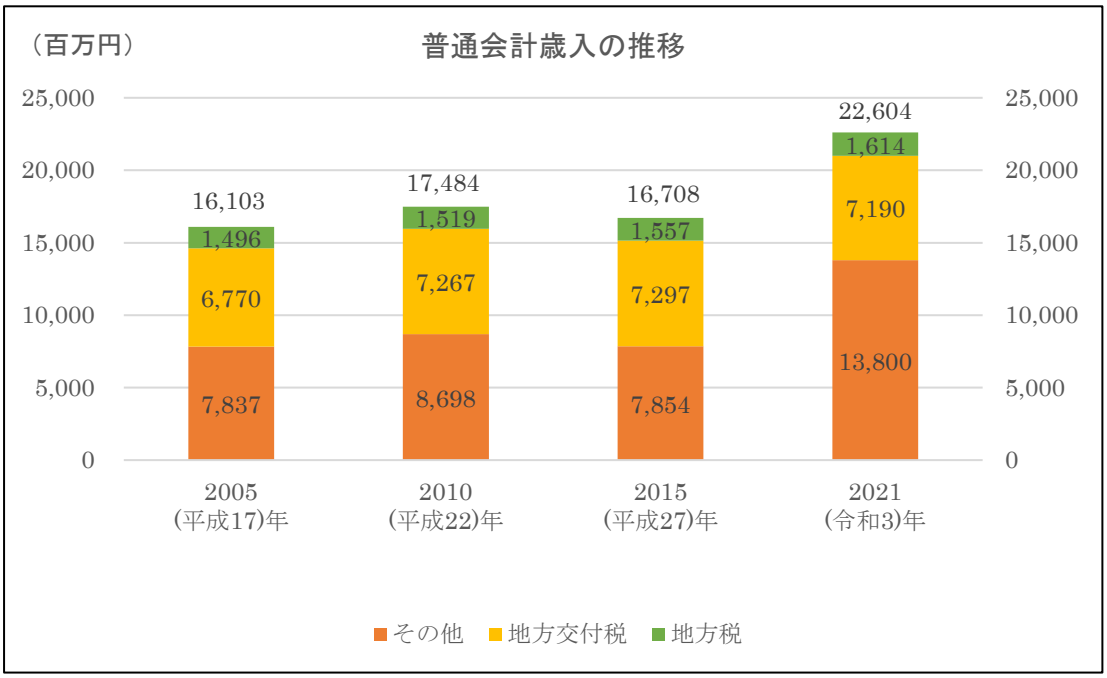

＊2015（平成 27）年までは実績、2021（令和 3）年は財政見通し

2－7. 住民意向

2015（平成 27）年度に実施した住民意向調査では、これまでの四万十町のまちづくりに関する各分野の施策から、47 の項目について、現在の「満足度」と今後の「重要度」の評価をいただきました。その結果、「重要度」が高く、「満足度」が低い、今後の取り組みを強化していくべき項目として、「地域における雇用の確保」、「産業の担い手の育成・確保」、「地域医療体制の充実」、「河川環境の保全」の４項目が特化しています。

施策の取り組みの満足度・重要度

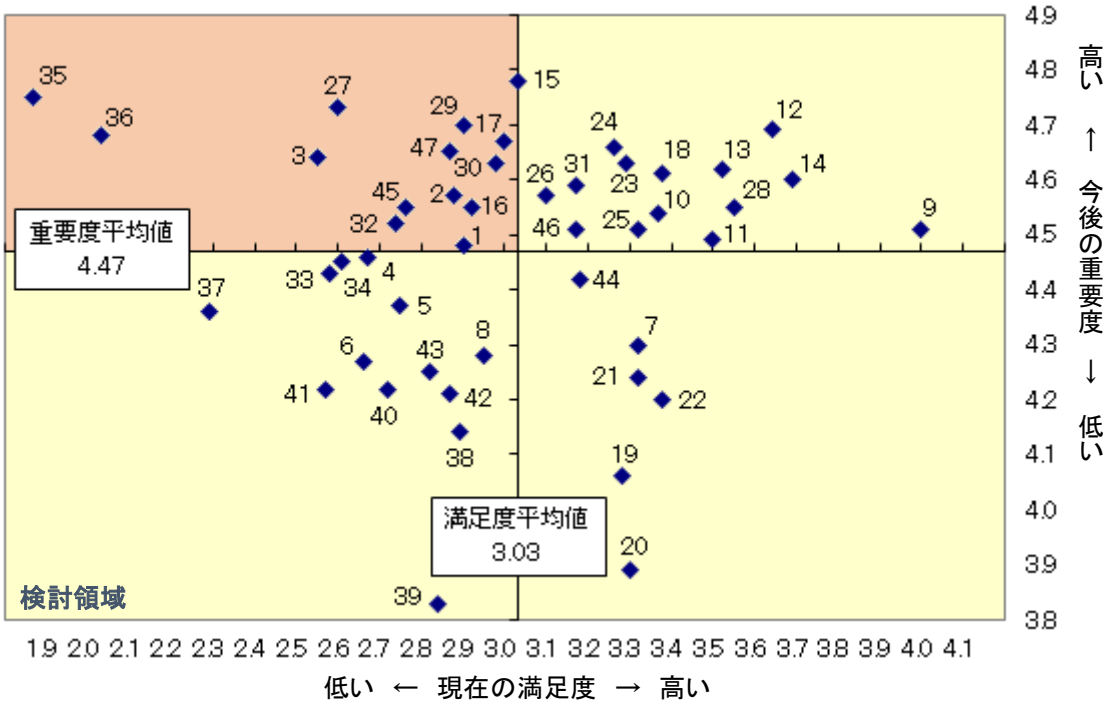

施策の項目名（色付きは強化領域に該当）

1. 森林の保全	25. 子育て相談サービスの充実
2. 農村環境の保全	26. 職場における育児休業制度などの充実
3. 河川環境の保全	27. 地域医療体制の充実
4. 環境負荷の少ない自然エネルギーの利活用	28. 健康診断等の保健サービスの充実
5. 道路等の整備	29. 高齢者福祉・介護の充実
6. 公共交通の整備	30. 障がい者福祉の充実
7. 情報・通信網の整備	31. 支え合う地域づくりの推進
8. 住宅環境の整備	32. 農林水産業の振興
9. 安全な水道水の供給	33. 商工業・観光産業の振興
10. 生活排水・し尿の適正処理	34. 地域資源を活用したものづくり
11. ごみの減量化やリサイクル	35. 地域における雇用の確保
12. 消防・救急体制の強化	36. 産業の担い手の育成・確保
13. 防災体制の強化と自主防災組織*の充実	37. 起業や規模拡大への支援制度の充実
14. 事故や犯罪のない地域づくり	38. 男女共同参画社会の実現
15. 地震・津波・豪雨等の災害防止対策	39. 都市住民等との交流機会の拡充
16. 学力の向上を目指した学校教育	40. 移住・定住の促進
17. 豊かな心と身体を育む教育の推進	41. 地域リーダーの育成
18. 安全な学校環境の整備	42. 地域自治活動の活性化
19. 多様な生涯学習活動の推進	43. 協働のまちづくりの推進
20. スポーツ・レクリエーション活動の推進	44. 行政情報の公開の推進
21. 地域の祭りや郷土文化の継承	45. 効率的で健全な行財政運営の推進
22. 史跡や文化財の保護	46. 窓口対応などの行政サービス
23. 保育サービスの充実	47. 信頼される行政職員の育成
24. 医療費助成等の経済的支援の充実	

３. 社会潮流とまちづくりの課題

３-１. 社会潮流

（１）　ＳＤＧｓの推進　［ P. 24 参照 ］

2015（平成 27）年 9 月にニューヨークで開催された国連総会において、貧困・不平等・格差、気候変動のない持続可能な世界の実現に向けて、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ*」が国連加盟国 193 カ国の全会一致で採決されました。

国においても、2016（平成 28）年に内閣総理大臣を本部長とする「SDGs 推進本部」が設置され、その推進にあたっては、省庁間や国と自治体の壁を越え、公共セクターと民間セクターの垣根も超えた形で、様々な団体や企業、議員や住民が連携し推進していくことが必要であるとされています。

私達一人ひとりが地球規模の課題や問題意識を共有し、それぞれの地域の実情に合わせて取り組んでいく必要があります。

（２）　人口減少・少子高齢化の進行

少子高齢化の一層の進行により、わが国の総人口は長期にわたって減少が続く見通しとなっています。

2015（平成 27）年の時点で、本町の高齢化率は既に 40%を超え、このままであれば 2050（令和 32）年には 50%以上にまで達するとの推計もあり、世界の主要国が未だかつて経験したことのない超高齢社会*を迎えようとしています。

少子高齢社会の進行は、労働力人口の減少にともなう産業生産力の低下を招くとともに、医療・介護負担の増加、年金制度などの社会保障制度への不安をもたらし、人々の暮らしや地域社会に与える影響が懸念されます。

こうした人口減少・少子高齢化においては、健康を保ち、高齢者が生きがいを持ち続けながら地域社会で活躍するとともに、少子化対策として子どもを安心して産み、育てやすい環境づくりを整備していく必要があります。

（３）　地方創生*の推進

本格的な人口減少社会の到来を背景に、わが国では、2014（平成 26）年 12 月、2060（令和 42）年に 1 億人程度の人口確保を目指すことを示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、その実現に向けた取り組みを示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略*」が閣議決定されるなど、地方創生に向けた動きが進んでいます。

各自治体においても、東京圏への一極集中の脱却に向けて、地域の個性と魅力を生かし、地方における安定した雇用の確保や、地方への新たな人の流れの創出、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりなどを主眼とした取り組みが活発化しています。

今後は、国と地方、そして官民が一体となり、地方創生の取り組みを積極的かつ着実に推し進めていくことにより、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくことが極めて重要となっています。

本町においても、2020 年 3 月に「第 2 期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、特に雇用の創出や定住人口の増加、若い世代への支援、安全・安心な暮らしなどに向けた地方創生の取り組みを推進しています。

（４）　地域産業を取り巻く環境の変化

本町では、第一次産業が主要産業となっていますが、高齢化により就業者が減少し、その結果、耕作放棄地*や荒廃した山林が増加しています。また、山林の管理においても猟師の減少等により鳥獣が増加し、農作物の鳥獣被害が増加する傾向となっています。

地形的に見ると、山間部、台地部、海岸部の多様な自然環境の中、農業・林業・水産業を基幹とした多様な伝統文化や、暮らしの知恵・技などに結びついていることから、これらの多様性を生かした地域産業の活性化が求められています。

また、訪日外国人旅行者数は、観光ビザ発給要件の緩和等を背景に、2019（令和元）年には３,190 万人となり、過去最高を更新していましたが、令和２年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により、410 万人まで減少しています。

今後について、新型コロナウイルス感染症の動向を見据えながら、訪日観光客の受入環境の整備や、魅力ある観光地づくりに取り組む必要があります。

（５）　安全・安心に対する意識の高まり

東日本大震災のような巨大地震のみならず、近年では、台風や局地的な大雨による水害や土砂災害によっても、甚大な被害がもたらされています。

本町では、南海トラフ地震*など大規模な災害の発生による被害が懸念されており、防災意識の啓発と自主防災組織の育成など、地域社会が連携した防災のまちづくりが求められています。

また、近年は高齢者等を狙った犯罪も発生しており、地域と連携した見守り体制の充実や防犯対策の強化が必要です。

（６）　深刻化する地球環境・資源エネルギー問題

20 世紀の社会経済は、先進国において物質的な豊かさをもたらしましたが、温室効果ガス*の大量排出による地球温暖化*や、大量生産・大量消費による地球資源の枯渇などの地球環境問題をも生み出し、それらへの対応は、国際的な課題として今後ますます大きなものとなってきます。

また、これらの問題は人々の日常生活や事業者の活動などとも深く関わっていることから、地域レベルでの取り組みの強化も一層大きな課題となります。

本町は、清流四万十川の中流域に位置し、その背後に豊かな森林資源を持ったまちであることから、森林を活用した再生可能エネルギー*等の創出・普及の促進が求められています。

また、これらの自然環境を守り、活用しながら持続可能な循環型社会*の構築に向けて、行政のみならず町民一人ひとりがその当事者として、地球環境問題の解決を強く意識し、二酸化炭素の排出削減による地球温暖化の防止や廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進に取り組む必要があります。

（７） 高度情報化のさらなる進展

情報通信技術の飛躍的な進歩により、社会全般にわたって情報の高度化が急速に進展し、国民生活、企業活動、行政サービス、社会経済システム等が大きく様変わりしています。

産業・経済面では、新型コロナウイルスの感染拡大の防止の観点から、テレワークが推進され、これまで慣習であった対面での商取引の見直しが求められており、情報通信技術のさらなる普及、ＡＩ*やＲＰＡ*を活用した人的コストの軽減と生産性向上への取り組みの重要性がますます高まっています。

また、日常の生活面においても、防犯、交通、医療・介護など、生活に関わる様々な分野において高度な通信技術を活用した技術開発が進んでおり、身近な生活での利便性の向上が図られています。

一方、情報化の進展にともない個人情報の流出やプライバシー侵害など、情報化社会特有の問題も生じており、誰もが情報ネットワークを利用できるようにするための配慮とともに、これらの問題に対応するための新たなルールや制度の確立が必要となっています。

（８） 住民・行政のパートナーシップ

地域主権時代の本格的な到来の中で、行政をはじめ、町民・事業者・団体等の地域で多様な活動を行う主体が価値観を共有し、支え合い、地域課題に対応することが求められています。

今後はこの視点に基づき、行政が地域課題に対して責任を持ち、主体的に公的な活動を行うこと（公助）を大きな前提としつつ、個人や地域で活動する団体等ができることは各々が行い（自助）、できないことを周りの人々や団体等の協力や協働により行う（共助）という協力体制を構築し、まちづくりを進めることが重要となります。

3-2. まちづくりの課題

（1） 町の主要産業の魅力化・生産性の向上

本町は、総面積の 8 割強を森林が占め、第一次産業が主要産業であることから、これら地域の特性を生かした雇用の創出が重要です。

住民意向調査では、産業の活性化に関する満足度はいずれも低く、「農林水産業の振興」は約 7 割が取り組むべき施策として重要度が高いと回答しています。

このため、農林水産業の魅力化や生産性の向上により産業の活性化を進めていくことが必要です。

（2） 若い世代が安心して暮らすことのできる魅力ある環境づくり

少子高齢化・人口減少が進行する中で、特に就職や進学時における若い世代の人口流出が本町の人口減少の要因の一つであることから、若い世代が暮らしたいと思えるまちを実現していくことが重要です。

住民意向調査では、「医療費助成等の経済的支援の充実」は満足度が高くなっており、重要度も高くなっています。

子育て世代が安心して暮らせるよう、相談窓口を設置し、出産・子育ての支援を充実させるとともに、民間企業等と連携し、ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）の推進に取り組み、働きながら子育てができる環境を整えていくことが求められています。

また、地域における雇用の受け皿づくりや公共交通等の利便性の向上、住宅の整備等により、若い世代が暮らしやすい魅力ある環境を整えていくことが必要です。

（3） 郷土愛を育み、未来の四万十町を担う人材の育成

本町は、特色ある自然と歴史・文化が多彩な四万十川流域の自然環境に基礎をおき、人と人とのつながりや心の豊かさを大切にし、人と自然が共生するまちづくりを進めてきました。

住民意向調査では、「子どもたちに人へのやさしさ、思いやりが備わっている」「世代を超えた交流があり、地域社会みんなで子どもたちの成長を見守っている」「町民が分け隔てなく思いやり、お互いに尊重し合える社会が浸透している」ことが人材育成には必要であるとの回答が多くなっています。

このため、今後のまちづくりにおいても、これまでの取り組みをさらに推進し、子どもたちの郷土愛を育み、大人になっても、四万十町に住みたいと思ってもらうとともに、未来の四万十町を担う創造力のある人材の育成を行うことが必要です。

（４） 清流四万十川のまちとしての美しい自然環境の創造

地球規模の環境問題が一層深刻化する中で、ごみ問題や地球温暖化に対する町民意識が高まってきています。

住民意識調査では、「河川環境の保全」「農村環境の保全」「環境負荷の少ない自然エネルギーの利活用」の満足度はいずれも低く、重要度が高くなっています。

このような中で、日常生活や社会経済活動が地球規模の環境問題に大きく関わっていることや、日頃の小さな取り組みの積み重ねが大きな問題の解決にもつながることを、町民一人ひとりが強く意識し、環境に配慮した行動を主体的に実践する「持続的循環型のまちづくり」の構築を進めていくことが必要です。

（５） 安全・安心の確保

本町の老年人口割合は、2015（平成 27）年で 42.4%ですが、10 年後の 2025（令和 7）年には 47.0%に達するものと予測され、概ね 2 人に 1 人が 65 歳以上の超高齢社会が現実のものとなります。

本町は山あいのまちであることから、土砂災害警戒区域や特別警戒区域*が多くの箇所に指定されており、これまでも度重なる台風や集中豪雨により、道路・河川・農地等が大きな災害に見舞われており、安全・安心なまちづくりの重要性が年々高まっています。

住民意識調査においても、「地震・津波・豪雨等の災害防止対策」「消防・救急体制の強化」に対する満足度が低く重要度が高くなっていることから、災害対策の強化が求められています。

また、「地域医療体制の充実」「高齢者福祉・介護の充実」においても、満足度が低く重要度が高くなっています。

このため、誰もが安心して元気に暮らせる保健・医療・福祉体制の充実をはじめ、今後も町民の生命や財産を守る防災・防犯対策、交通安全対策に努めるなど、安全・安心な町民生活を確保することが必要です。

Ⅱ 基本構想

Basic concept

第２次 四万十町総合振興計画

後期基本計画

1．まちの将来像とまちづくりの基本方針

1－1．まちの将来像

私たちの四万十町は、広大な行政区域を有し、日本最後の清流といわれる四万十川の中流域を中心に、太平洋を臨む海岸部から四国山地に至る変化に富んだ地形と多彩な文化や歴史を併せ持つ自然豊かなまちです。

私たちは、物質的な豊かさを求めすぎた今までの価値観や生活を見直し、私たちの今と未来のために、広大な森林や農地、太平洋と四万十川などの自然と共生し、先人から受け継いできた文化や歴史、自然環境を次世代に守り伝えていかなければなりません。

そのためには、様々な社会環境の変化にも適応しながら、すべての町民が心豊かに、元気でいきいきと支え合いながら暮らしていくことが重要です。

さらに、現在の町民だけでなく、未来の町民や他のまちで暮らす人々にとっても、魅力ある四万十町でありつづけることができるよう、まちづくりを進めていきます。

【まちの将来像】

山・川・海　自然が　人が元気です　四万十町

1-2. まちづくりの基本方針と政策目標

本町の現状や課題等を踏まえ、まちの将来像を実現していくための方針を３つの視点からまとめ、それぞれの基本方針に基づく政策目標の実現に向けたまちづくりを推進します。

また、各分野の施策を展開していくうえでの２つの行財政運営の方針を定めます。

基本方針１　挑戦し続ける産業づくり

～活力ある産業が育つまちづくり～

人口流出に歯止めをかけるため、地域の自然や歴史・文化を核とした地域資源を活用しながら、産業振興や交流人口の拡大、雇用の場の創出につなげ、多様な世代でにぎわいのあるまちづくりを推進します。

【政策目標】
1.　特色ある農林水産業を生かすまち
2.　新たな地域ブランドで活力あるまち
3.　本物のおもてなしがあるまち

基本方針２　生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり

～誰もがいつまでも健やかに暮らせるまちづくり～

子どもを産み育てる環境と教育の充実をはじめ、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動にふれあう環境を整えることで、人間性豊かな成長や暮らしの充実を図るとともに、活動を通じた人と人のつながりから、郷土愛に満ちた人づくりを推進します。

住民の健康を守るため、保健・医療体制の充実を図ります。

【政策目標】
4.　まちの将来を担う人を育むまち
5.　生きがい・誇りを持てるまち
6.　元気で安心して暮らせるまち

基本方針３　日本が誇る四万十川流域の環境づくり

～自然と共生する持続的循環型のまちづくり～

きれいな水や豊かな緑に恵まれた自然環境を守り育てるとともに、道路、生活環境などの基盤が整備された便利で快適なまちづくりを推進します。

暮らしの不安要因を減らし、災害に強い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【政策目標】
7.　広大な自然環境と共生するまち
8.　安全で快適な暮らしができるまち

行財政運営の方針

1　協働によるまちづくりの推進
2　経営的な視点に立った行財政運営

2. 人口の将来展望

本町の将来人口については、人口動向の分析による複数パターンの推計に基づき策定した「四万十町人口ビジョン」の将来展望を目標として定めます。

国勢調査人口をベースとした国立社会保障・人口問題研究所（略称：社人研）の推計方法に準じた推計人口と、本町の目標人口を下記のグラフに示します。

本計画の目標年度である 2026（令和 8）年には、全国的な人口減少傾向が進む中で 14,000 人台を維持することを目標としています。また、四万十町人口ビジョンでは、2060（令和 42）年に約 9,000 人の人口を維持することを目標としています。

四万十町人口ビジョンにおける総人口の将来展望

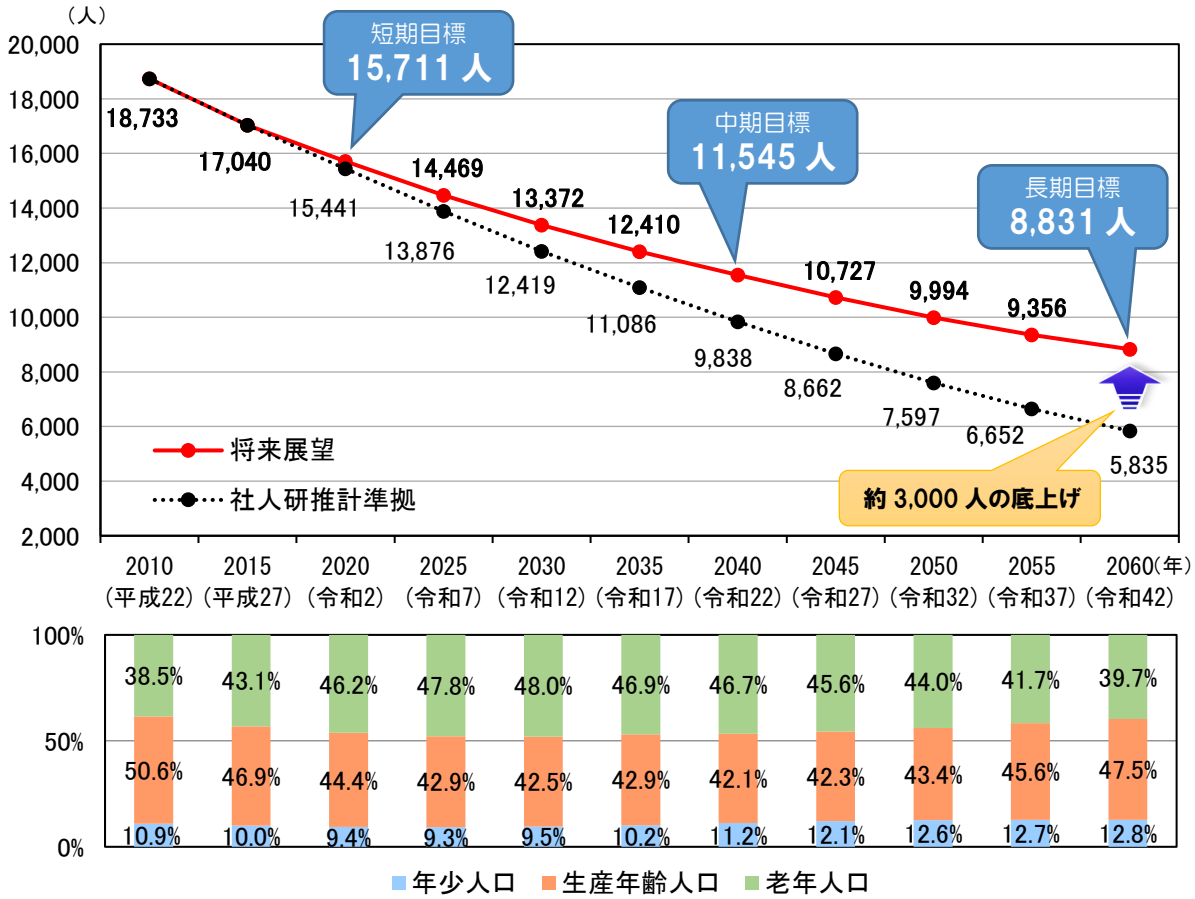

※下段の棒グラフは、将来展望人口における各年の年齢3区分別人口の構成比率を示しています。

【人口の将来展望の設定条件】

① 合計特殊出生率*が2040（令和22）年までに2.18に上昇

② 若年層の転出超過人口を2030（令和12）年までに3割抑制

③ 年間20組（40人）が移住

III 基本計画

Basic plan

第２次 四万十町総合振興計画

後期基本計画

1．基本計画の施策体系

目指すまちの将来像	基本方針	政策目標	施策目標
山・川・海　自然が　人が元気です　四万十町	基本方針１ 挑戦し続ける産業づくり	１.特色ある農林水産業を生かすまち	(1)農畜産業の振興 (2)林業・水産業の振興
		２.新たな地域ブランドで活力あるまち	(3)多様な産業の展開 (4)雇用の促進
		３.本物のおもてなしがあるまち	(5)商工業の振興 (6)交流の促進
	基本方針２ 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり	４.まちの将来を担う人を育むまち	(7)子どもを産み育てる環境の充実 (8)教育環境の充実 (9)現在と未来を担う人材育成の推進
		５.生きがい・誇りを持てるまち	(10)住民主体の地域づくりの推進 (11)人権尊重の推進 (12)芸術文化・生涯学習・スポーツの推進
		６.元気で安心して暮らせるまち	(13)保健・医療環境の充実 (14)高齢者福祉の充実 (15)障がい福祉の充実
	基本方針３ 日本が誇る四万十川流域の環境づくり	７.広大な自然環境と共生するまち	(16)自然環境の保全 (17)脱炭素・循環型社会の推進
		８.安全で快適な暮らしができるまち	(18)まち・くらしの基盤整備の推進 (19)安全・安心の確保

行財政運営の方針

（１）協働によるまちづくりの推進
（２）経営的な視点に立った行財政運営

2. 分野別施策の構成

基本計画は、基本構想に掲げた将来像の実現に向け、基本方針、政策目標に沿って分野別に取り組む施策を体系的に位置付けています。

特に、2020（令和 2）年 3 月、本町における人口減少や少子高齢化にともなう課題を解決し、若い世代を中心に、町民が将来にわたって安心して働き、希望に応じた結婚、出産、子育てを行うことができる地域社会を実現するために策定された「第 2 期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた施策については、その実現のため、総合振興計画の政策分野の枠組みにとらわれず、総合振興計画と一体的に取り組むとともに、重点的・集中的に取り組む施策として位置付けています。

また、行財政運営の方針については、事務事業の効率化や民間活力の積極的な活用等に努め、総合振興計画の施策として一体的に推進することにより、効率的かつ効果的な自治体経営に取り組みます。

なお、分野別施策を示す施策目標ごとの基本計画ページの構成と見方は次のとおりです。

項目名	説　明
現況・課題	これまでの基本計画を振り返り、町民の意向や社会潮流の変化等を踏まえ、それぞれの分野における現況と課題を記載しています。
方　針	現況と課題を踏まえ、施策目標を実現するために行う取り組みの基本的な方向性を記載しています。
指　標	施策目標の実現に向けた取り組みの達成度をあらわす客観的な項目と数値を記載しています。
施　策	方針をより具体化し、施策目標を実現するためにどのような手段で取り組んでいくのかを記載しています。
主な個別計画	施策目標の実現に向けた取り組みに関して、基本計画とは別に個別計画を策定している場合、その主な計画の名称を記載しています。 なお、個別計画とは、各行政分野の取り組みを着実に推進していくため、それぞれの分野の実情に応じて、より具体的な内容を記載した計画や方針、指針等をいいます。

３. 基本計画の推進方針

基本計画の推進にあたっては、SDGs と総合振興計画の施策との関連性を明らかにするとともに、各施策目標に基づく事務事業の実施においては、町内外の人や企業とつながりやすくなるというメリットを生かし、経済・社会・環境の三つの側面が調和した持続可能な社会の実現に向けて、第 2 期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に推進します。

SDGs とは

SDGs（Sustainable　Development　Goals（持続可能な開発目標）の略）とは、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための１７のゴールと、それを実現するための１６９のターゲット（達成目標）、２３２の指標で構成されており、地球上の「誰ひとり取り残さない」という包摂的な社会の実現を目指して、統合的に取り組みます。

SDG s の 17 のゴール（ロゴ）

◆総合振興計画（基本計画）の施策目標とSDGｓ１７のゴール対応表

基本方針１　挑戦し続ける産業づくり	政策目標　１．特色ある農林水産業を生かすまち		
		施策目標（１）農畜産業の振興	1, 2, 8, 9, 11, 15, 17
		施策目標（２）林業・水産業の振興	1, 2, 8, 9, 11, 13, 14, 15, 17
	政策目標　２．新たな地域ブランドで活力あるまち		
		施策目標（３）多様な産業の展開	1, 2, 8, 9, 11, 14, 15, 17
		施策目標（４）雇用の促進	8, 9
	政策目標　３．本物のおもてなしがあるまち		
		施策目標（５）商工業の振興	8, 9, 11
		施策目標（６）交流の促進	8, 9, 11
基本方針２　生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり	政策目標　４．まちの将来を担う人を育むまち		
		施策目標（７）子どもを産み育てる環境の充実	1, 3, 4, 5, 8, 10, 11, 16
		施策目標（８）教育環境の充実	1, 3, 4, 11
		施策目標（９）現在と未来を担う人材育成の推進	4, 8, 9, 11
	政策目標　５．生きがい・誇りを持てるまち		
		施策目標（10）住民主体の地域づくりの推進	3, 5, 10, 11
		施策目標（11）人権尊重の推進	5, 10, 16
		施策目標（12）芸術文化・生涯学習・スポーツの推進	3, 4, 9, 10, 11, 14, 15
	政策目標　６．元気で健康に暮らせるまち		
		施策目標（13）保健・医療環境の充実	1, 3, 10, 11
		施策目標（14）高齢者福祉の充実	3, 8
		施策目標（15）障がい福祉の充実	1, 3, 8, 10, 11

基本方針３　日本が誇る四万十川流域の環境づくり	政策目標　７．広大な自然環境と共生するまち	
	施策目標（16）自然環境の保全	3 4 6 11 14 15 17
	施策目標（17）脱炭素・循環型社会の推進	7 9 11 12 13 14 15 17
	政策目標　８．安全で快適な暮らしができるまち	
	施策目標（18）まち・くらしの基盤整備の推進	3 4 6 8 9 10 11 14 16
	施策目標（19）安全・安心の確保	3 11 13 16 17

行財政運営の方針	～　目指すまちの将来像の実現に向けて　～	
	（1）協働によるまちづくりの推進	3 4 5 9 10 11 17
	（2）経営的な視点に立った行財政運営	10 11 16 17

4. 分野別施策

基本方針１　挑戦し続ける産業づくり

～活力ある産業が育つまちづくり～

人口流出に歯止めをかけるため、地域の自然や歴史・文化を核とした地域資源を活用しながら、産業の振興や交流人口の拡大、雇用の場の創出につなげ、多様な世代でにぎわいのあるまちづくりを推進します。

【施策体系】

基本方針	政策目標	施策目標
基本方針１ 挑戦し続ける 産業づくり	１.特色ある農林水産業を生かすまち	(1)農畜産業の振興 (2)林業・水産業の振興
	２.新たな地域ブランドで活力あるまち	(3)多様な産業の展開 (4)雇用の促進
	３.本物のおもてなしがあるまち	(5)商工業の振興 (6)交流の促進

政策目標１．特色ある農林水産業を生かすまち

施策目標（１）農畜産業の振興

【現況・課題】

＜農業＞

本町は、多様な地形条件や農業環境の中、それぞれの地域特性を生かした土地利用型作物*を主体とする農業生産が盛んですが、経営の安定化のため、施設園芸を導入した複合型農業も多く展開されています。

代表的な農作物としては、水稲をはじめ、ショウガ、シシトウ、ナバナなどの露地野菜、ミョウガ、ニラ、花きなどの施設園芸作物、ユズ、ナシ、クリなどの果樹、茶などがあります。

2016（平成 28）年には先端技術を導入した次世代施設園芸団地*が整備され、高度な環境制御技術の普及や地域雇用が創出されています。

農業者の高齢化や担い手不足による集落機能の低下や農地の荒廃を防止するため、新規就農者の確保や集落営農組織*の体制強化が求められているとともに、農業用水路などの生産基盤の整備も必要となっています。

地域の担い手へ農地の集約を進めていますが、山間地や担い手が不足している地域での農地活用も重要であるため、細やかな支援策に取り組む必要があります。

地球温暖化の防止や清流四万十川を保全するため、資源循環型農業*、環境保全型農業*の推進が必要です。

＜畜産業＞

本町は、県下有数の畜産地域として、酪農、肉用牛経営、養豚、養鶏が盛んであり、耕畜連携した資源循環型農業の取り組みや飼料用米、稲ＷＣＳ（稲発酵粗飼料）*の作付を推進しています。

しかし、畜産物の価格変動や飼料価格の高騰、施設の老朽化などが課題となっており、施設の更新、生産体制の強化が必要となっています。

【方　　針】

- ◆ 生産基盤の整備による農作業の省力化、耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、生産・販売体制づくりの強化により、農家が農業だけで生活できるまちを目指します。
- ◆ 生産基盤整備、担い手の育成により、地域の特性を生かした安全・安心で高品質な農畜作物を生産するまちを目指します。

【指　　標】

項目	現況値（R2）	目標値（R8）
新規就農者数（年間）	23 人	30 人
認定農業者数（累計）	217 人	217 人
農産物販売金額（経営体あたり）	562 万円	600 万円

【施　　策】

○担い手の育成と経営体強化

地域農業を支える担い手の育成を図るため、新規就農者の就農前から就農時、就農後の一貫した支援を行うとともに、担い手の規模拡大や法人化、地域全体で農業を支える「中山間農業複合経営拠点*」の仕組みの構築など、担い手の経営力の強化を図ります。また、農地中間管理機構*を活用し、担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、ドローンや自走式草刈機等、スマート農業の推進にも取り組みます。

○地域多品目化の推進

消費者ニーズに合わせた収益性の高い農産物の作付けや栽培方法の推進により、地産外商戦略*を積極的に展開するとともに、小規模な経営面積でも所得の向上につながるよう地域の特性に合わせた地産地消*も組み合わせながら、畑作の振興による地域多品目化を目指します。

○高収量・高品質な施設園芸の促進

地域に合ったより生産性の高い施設園芸農業を促進するため、高度環境制御技術*の普及促進、経営体強化や規模拡大を目指す生産者へのハウス整備の支援、環境保全型農業等の普及を図ります。

○農畜産物の販路拡大と販売促進

農畜産物の販路拡大と付加価値向上のため、県や関係機関と連携し、本町の豊富な地域資源を生かした特色ある地産外商戦略の構築を図るとともに、ウェブサイトなどの多様な情報媒体を活用したＰＲ活動を促進し、町外、県外への新規取引先の開拓に取り組みます。

○生産体制の強化

地域の特性を生かした農畜産物の生産体制を強化していくため、農産物集出荷場の機能強化や畜舎等の生産基盤施設の機能向上、農畜産物加工販売施設等の整備に対する支援に取り組みます。

○農地の保全と耕作放棄地の防止

集落機能の活性化や耕作放棄地の防止を図るため、区画整理、農道整備等による基盤整備を行うとともに、農業者を主体とした地域住民が行う農地・農業用水等の保全管理活動や、耕作放棄地の再生活動に対する支援に取り組みます。

○有害鳥獣の捕獲対策

イノシシ、シカ、サルなどの野生鳥獣による森林資源や農作物への被害を軽減するため、地域をあげた耕作放棄地の解消や周辺環境の整備、適切な防護柵の設置を推進します。また、銃器やわなの狩猟免許取得のための助成や捕獲許可にともなう報償金制度の活用により捕獲促進を図ります。

【主な個別計画】

- **人・農地プラン**
- **農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想**
- **農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画**

畜産フェスティバル（四万十町本堂）

施策目標（2）林業・水産業の振興

【現況・課題】

＜林業＞

森林は林産物の生産、水源のかん養*、二酸化炭素の吸収、河川環境の保全など、多面的な機能を有し、生活や生態系を維持するための基盤となっています。

本町では、四万十式作業路*を活用した原木（素材）生産を林業振興の核として、森林組合等林業事業体の経営基盤安定のための機械導入支援をしています。

また、民有林施業に対する補助制度の拡充、町有林においては間伐*を中心とした資源循環型の森林整備を進めています。

しかし、林業を取り巻く環境は依然として厳しく、加えて林業従業者の減少や高齢化も進み、間伐や適期伐採の遅れなどにつながっています。

このような中、森林経営計画の作成による民有林を含めた計画的な施業実施を行うとともに原木需要の拡大に対応するため、さらなる森林整備の推進、自伐林業者*等新たな人材が活躍できる研修制度と支援策の充実が求められています。また、新たに創設された森林環境譲与税*の効果的な活用と森林経営管理制度*による森林資源の適切な管理に努めなければなりません。

森林所有者等との分収造林*契約については、施業の実施や契約内容の協議を行い、適正な管理に努める必要があります。

特用林産物*においては、森林資源を活用したクリ、シイタケ及び木炭などの振興による地域産業の維持発展のための取り組みが必要です。

＜水産業＞

本町では土佐湾を主漁場とした海面漁業が興津地区と志和地区の 2 カ所で営まれ、興津地区ではシイラ、志和地区ではイセエビが主要な水揚げ魚種となっています。

しかし、近年の地球規模の環境の変化にともなう、海水温の上昇に起因すると見られる水産資源の減少、高齢化と新規漁業就業者不足による漁業者の激減等が課題となっています。

また、四万十川を中心とした内水面漁業においては、アユをはじめとしたウナギ、テナガエビ、モクズガニなどの水産資源量が大きく減少しており、その資源量の回復と、資源の高付加価値化や地域の経済活動への活用などの有効利用のための取り組みが必要です。

【方　　針】

- ◆ 森林組合等林業事業体による素材生産拡大を推進し、新たな林業従事者を増やすことにより、豊かな森林資源を持続的に活用できるまちを目指します。
- ◆ 水産資源の育成等により、漁業生産量の維持に努めるとともに、加工業や新規就漁者の確保育成を通じて、安定した漁業経営が維持できるまちを目指します。

【指　　標】

項目	現況値（R2）	目標値（R8）
年間木材生産量	5.7 万㎥	7.1 万㎥
自伐林業者数	15 人	30 人
海面漁獲物販売金額（経営体あたり）	144 万円	144 万円

【施　　策】

○原木生産の拡大

県内における原木需要の拡大に対応するため、森林組合等の林業事業体に対して森林経営計画の作成や高性能林業機械*の導入など、経営の安定と強化のために必要な支援を行い、安定的な生産体制の構築を図ります。

○新たな林業従事者の育成

森林所有者等の自伐林業者を育成することにより、地域・里山の森林整備の促進と林業収入の確保、木質資源利用のための原木調達の促進を図ります。

○健全な森づくりと森林資源の活用促進

森林の持つ多面的機能の維持に取り組むとともに、原木シイタケ・木炭・クリ等の森林資源を活用した地域産業の発展のため、生産者団体等と連携した取り組みを推進します。

○林業・木材産業の担い手の育成

森林環境譲与税を活用し、新規就業者の確保・育成を図るため、林業事業体が新たに雇用した林業就業者に対し行う安全かつ効率的な作業に必要な基本的な知識・技術・技能等を習得させるための取り組み等への支援を行います。また、木材産業における新規就業者の確保・育成に対する支援についても取り組みを推進します。

○町産材の流通・販売体制の強化

町産材利用推進方針に基づく公共建築物等への町産材利用を進めるとともに、木造住宅の建築推進など地域内消費の促進や、木材加工施設の機能強化を図り、町外・県外等への販路拡大に取り組みます。

○森林環境譲与税を活用した森林整備の推進

令和元年度から森林環境譲与税が配分され、これまで整備が行き届かなかった森林に対して、適切な施業が求められています。森林所有者の意向調査を実施し不明所有者の把握に努めるほか、適切な森林整備を促進するための取り組みを推進します。

○海面漁業の振興

漁業生産基盤の維持向上を図り、漁業者の所得向上に取り組みます。また、定置網漁業などの雇用型漁業による海面漁業振興を推進していくほか、加工事業による海産物の高付加価値化の促進にも引き続き取り組んでいきます。

○漁業資源の維持

漁業資源を維持するため、種苗放流や漁礁設置活動等の取り組みを促進します。また、藻場の保全活動等を推進することにより沿岸海域の環境保全を図ります。

○四万十川の水産資源の利活用

四万十川のアユをはじめとした水産資源について、その資源回復のための取り組みの実施と流域間での連携を図ります。また、漁獲される資源について、その付加価値を高め、地域の観光や飲食と併せた波及効果を発揮できる仕組みづくりを進めていきます。

【主な個別計画】

- **四万十町産材利用推進方針**
- **四万十町四万十川保全活用基本計画**

間伐材搬出作業

政策目標２．新たな地域ブランドで活力あるまち

施策目標（３）多様な産業の展開

【現況・課題】

＜地域ブランド＞

本町の基幹産業である農林水産分野では、米やショウガ、牛や豚、クリやシイタケ、アユやウナギ、ヒノキなど多くの地域資源があります。

これまでの生産者団体等との取り組みにより、仁井田米や四万十ポークなど、高知県内において一定ブランド化が浸透している産品もあります。

今後は、豊富な地域資源を地域ブランドとして確立していくため、６次産業化*の推進や新たな販売戦略の構築が必要です。

＜６次産業化＞

豊富な地域資源を商品ブランドとして高付加価値化するために、６次産業化の推進が重要となります。

今後は、事業推進主体や品目など具体の方向性を明確にし、有効な製品加工や商品開発に取り組む必要があります。

また、町内農畜産物を使用した加工品を積極的に販売し、生産者の所得向上に取り組むためには、豊富な地域資源を生かして加工・販売ができる地元企業等の育成と、衛生管理の高度化された加工施設が必要となっています。

＜伝統工芸＞

本町の伝統工芸の後継者として、手すき和紙「十川泉貨紙」の紙すき職人や、窪川・十和地域の鍛冶職人など、その技術を継承する後継者が育っています。

しかし、生業としての経営の維持が課題となっています。

＜地産外商＞

本町には多種多様な産品がありますが、これまでは地域内あるいは県内の消費が主であったため、人口減少による販売額の減少が見込まれています。そこで町外からお金を稼ぎ、事業者の継続的な発展を目指すため、2018（平成 30）年度から地産外商に取り組んでいます。

展示商談会や産地訪問などによる販路拡大に取り組んだ結果、成約件数、金額は大きく伸び、優良な取引先と繋がるなどの成果が見られ、外商に対して関心の高い事業者や地域商社が育っており、今後も継続的に展開していく必要があります。

【方　　針】

- ◆ 企業等の育成、斬新な発想力で新たな製品加工や商品づくりを目指す起業・創業者等の人材育成により地域資源を生かしたブランド化が進む活力あるまちを目指します。
- ◆ 伝統工芸を継承する人材を育成し、生業として成り立たせることにより四万十町らしい産業のあるまちを目指します。
- ◆ 社会構造の変化に対応した外商活動を展開し、外商の拡大につながる商品づくりを推進します。

【指　　標】

項目	現況値（R2）	目標値（R8）
農産物の加工を行っている農業経営体数	28 経営体	33 経営体
外商支援を契機とした成約金額	37 百万円	50 百万円

【施　　策】

○地域資源のブランド化

生産者団体等との連携を強化し、農林水産業の振興と地域資源のブランド化の推進による特色ある産地の育成と、新たな販路の開拓を図ります。

○６次産業化の推進

一次産業の活性化のため、自ら生産した農畜産物等の高付加価値化と販売の仕組みづくりを推進します。特に加工品については地域の製造体制や特色に合わせて、取り組みやすい 1.5 次加工*から、農畜産物のブランド化につながる加工品の開発・製造・流通までの体制づくりに取り組みます。

○伝統工芸の育成

本町の伝統工芸を後世に伝えていくため、後継者の確保と育成に努めます。

○他産業との連携の強化

農商工観連携*による新商品開発等、多様な産業間の連携により、地域の特色を生かした産業の活性化を図ります。

○地産外商の強化

オンライン商談やネット通販など新しい生活様式や消費行動の変化に対応した外商活動を展開して「販路の開拓と拡大」に取り組むとともに、市場ニーズに対応した「商品づくり」を推進します。また、外商に参画する事業者の掘り起こしや関東や関西などの都市圏を中心とした販路拡大に努めます。

【主な個別計画】

➢　**四万十町地産外商推進計画**

展示商談会

外商力アップ講座

施策目標（4）雇用の促進

【現況・課題】

景気の向上等により雇用環境は回復を見せ、有効求人倍率は１．０を超える月が多く、労働市場は買い手市場から売り手市場へと変化を見せています。

しかし、新型コロナウイルス感染症のまん延により、小売業やネット販売が好調である一方で宿泊業や飲食業が苦境に立たされており、一時新規の求人が減少したこともあります。現状において、有効求人倍率は１．０前後を保っていますが、今後の見通しが非常に難しい状況にあります。

そのような状況下ではありますが、本町では県との連携のもと企業誘致に取り組み、新たな産業と雇用が生まれています。

また、人口が減少する中で、ＵＩターン者等の移住者、定住者を増やすために就業先の確保が必要とされており、起業・創業の支援を含めた対策を継続していくことが必要となっています。

【方　　針】

◆ 企業等の育成や新たな製品加工、商品づくりを目指す起業・創業者等を支援するとともに、既存事業者の雇用に配慮した雇用対策に努めることにより、誰もがいきいきと働くことのできるまちを目指します。

◆ 若者が安心して働ける就業先を確保することにより、移住者やＵＩターン者の受け入れ先の確保と若者の定着率の向上を図ります。

【指　　標】

項目	現況値（R2）	目標値（R8）
起業・創業者数	４人	４人
企業誘致・立地数	１社／５年間	１社／５年間

【施　　策】

○地域産業を担う人材の確保

商工会や町内の高校等と連携し、会社説明会等を継続して企画するとともに、地域の企業等が行う定住につながる創意工夫による雇用拡大への取り組みに対する支援に取り組み、将来の地域産業を担う人材の確保に努めます。

○起業・創業の推進等による就業機会の創出

四万十町創業支援事業計画に基づき起業・創業の促進を図ることで、新たな就業機会の創出につなげます。また、必要に応じて企業誘致に努め、雇用の拡大を図ります。

○企業誘致・立地による就業機会の創出

県等との連携のもと、町内の雇用の状況や産業構造を踏まえつつ企業誘致・立地を推進し、産業の振興と雇用の拡大を図ります。また、コワーキングスペースを都市部企業のサテライトオフィスとして活用することを促進し、企業誘致につなげていきます。

○勤労者福祉の充実

勤労者がゆとりと豊かさを実感できるよう、労働環境の改善や整備に向けた事業者への啓発など、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

【主な個別計画】

- **四万十町創業支援事業計画**

パーソルチャレンジ株式会社・バックオフィス業務（旧丸山小学校）

政策目標３．本物のおもてなしがあるまち

施策目標（５）商工業の振興

【現況・課題】

商店街として形成されてきた商業は、町内及び近隣の大型量販店や複合商業施設、あるいはネット販売への消費者の移行により空洞化が進行しています。

これまで、商工業振興助成事業やチャレンジショップ*等の取り組みにより、飲食業を中心とした空き店舗の利活用は進みましたが、日用品販売や電気店、食料品店といった生活関連の店舗は競争力の低下や後継者不足から減少を続けています。

今後も商店街の空洞化が進行し、地域の活力が低下することが懸念されるため、町は 2018（平成 30）年度には四万十町市街地再生基本構想を策定し、その中で窪川・大正・十和地域それぞれの課題を踏まえ計画を検討することとしています。窪川地域では四万十町窪川地域中心市街地活性化計画が 2019（令和元）年度に四万十町窪川地域中心市街地活性化協議会により策定されており、大正・十和地域ではそれぞれに形成しているまちづくり推進協議会により計画の検討を進めています。今後はそれぞれの計画に基づいた事業の実施に努めるとともに、窪川地域の商店街の活性化に向けては更に踏み込み民間活力を生かした官民連携による総合的な戦略の検討及び実行に努めていく必要があります。

【方　　針】

- ◆ 商店街を中心とした商工業振興の方針を示し、その方針を踏まえた取り組みを推進することにより、にぎわいある商店街のあるまちを目指します。
- ◆ 中小商工業者への支援を行い、商工業の振興につなげます。
- ◆ 窪川地域中心市街地活性化計画の実行
- ◆ 窪川地域再生基本戦略（仮称）の検討

【指　　標】

項目	現況値（R2）	目標値（R8）
製造品出荷額	（R 元） 9,501 百万円	9,501 百万円
年間商品販売額	（H28） 17,841 百万円	17,841 百万円
空き店舗の活用	2 店舗	2 店舗

商工業振興助成金による起業支援

【施　　策】

○商店街を中心とした市街地活性化計画の策定と実施

町民や来訪者が食や文化、景観等に地元の個性を感じることができるまちを目指すとともに、回遊性、利便性が高く、そして満足感が感じられるまちづくりを促進するため、商工会や関係事業者等との協働により、市街地活性化計画の実行により地域の特性に応じた施策の展開を進めます。

○商業関連団体の活性化

地元での消費を高めるにぎわい創出イベントや、個店の魅力を高めるソフト事業、空き店舗対策など、商店街や商業団体が行う取り組みを支援し、地域の活性化を図ります。

○中小商工業者への支援

四万十町商工業振興条例に基づく事業の活用を促進することにより、事業の規模拡大、空き店舗の活用、起業・創業支援、観光業への支援等に努めます。

○窪川地域再生戦略（仮称）の検討

新たな取組として窪川地域の発展に向け、官民連携で取り組む総合的な戦略を検討し、窪川地域の商店街を中心とした活性化等につなげていきます。

【主な個別計画】

- **四万十町市街地再生基本構想**
- **四万十町窪川地域中心市街地活性化計画**

中心市街地活性化計画による古書街道事業

施策目標（6）交流の促進

【現況・課題】

本町は、全国的なブランド力のある四万十川をはじめ多くの地域資源に恵まれており、それらの魅力をテレビや SNS*を活用し全国に発信しているほか、SNS での情報発信と連携した都市住民との交流、各種イベントの実施や観光施設の整備を行うことにより観光客の誘致や移住定住の促進を図ってきました。

しかし、観光客の誘致に向けては、農家民宿の取り組みや観光資源のＰＲ等に取り組んできたものの、観光資源のネットワーク化や動線づくりなど、計画的な観光戦略としての取り組みができていないのが現状です。

また、四万十川の知名度は高いものの、それを観光資源として集客に活かし切れておらず、さらに首都圏や関西圏などの人口の多い地域からの集客には、移動距離の長さや時間の多さといった地理的に不利な条件を克服しなければならないため、その対策が急務です。

今後は、交流人口の拡大・関係人口の構築という視点で考える必要があり、さらにはコロナ禍で社会情勢が大きく変わる中、町の魅力をどのようにＰＲしていくかを考え続け、町の知名度やイメージを高める取り組みに加え、本町での生活の価値観を高めていくことによって、町外からの移住者の促進や若い世代の定住、観光客等の交流人口の拡大、様々な形で地域や地域の人々に関わり、課題の解決の助力となってくれる関係人口の構築を図っていくことが必要です。

そのためには、イベント型（観光イベント、物産展、青空市等）、地域体験型（農業体験、田舎暮らし体験、街歩き体験、山村留学等）、人材交流型（サミット、音楽祭、アート展、スポーツ交流等）など、地域資源を生かした取り組みの推進や、本町での宿泊場所、定住のための住居の確保や働く場所の確保が大きな課題となっています。

また、全国的に「見る、食べる、体験する、泊まる、ふれあう」をキーワードにした着地型観光*が進められており事業者間での連携した取り組みが必要となっていますが、そのためには行政と観光協会や商工会などの役割が重要になります。

【方　　針】

- ◆「山・川・海　自然が　人が元気です　四万十町」をキャッチフレーズに、関係機関が連携し交流人口の拡大を通じた関係人口の増加に向けて取り組みます。
- ◆「訪れたいまち」「暮らしたいまち」を基本に、着地型観光、移住・定住人口の増加を目指します。
- ◆「水と呼べる水」というローカル・ガバメント・アイデンティティ（ほかの町にはない魅力と価値観の確立）のもと、まちの魅力と生活の価値観を高め、特に若い世代の定住に結びつけることを目指します。

【指　　標】

項目	現況値（R2）	目標値（R8）
主要観光施設の年間入込客数	68 万人	80 万人
主要観光イベントの年間来場者数	※R2 はコロナ禍によりイベント中止のため （R1）56,700 人	60,000 人
移住者数	119 組 160 人	5 年間で 700 人

【施　　策】

○町の魅力のＰＲの推進

ローカル・ガバメント・アイデンティティ（ほかの町にはない魅力と価値観の確立）を推進し、地域の魅力を積極的に情報発信することにより、交流人口の拡大、移住の促進、若い世代の定住人口の増加を目指します。

○移住の促進

地域おこし協力隊*員の採用等、移住のきっかけづくりとなる機会や支援を拡充するとともに、定住住宅の整備や空き家等を活用した移住者に対する住環境の整備に取り組み、あわせて生活情報や求職情報等を一元的に提供するなど、暮らしたいと思われる受け入れ態勢の整備を図ります。

○観光資源活用計画の策定と実施

観光の振興による交流人口の拡大を目指し、観光資源の活用やネットワーク化など、交流促進に向けた観光戦略を策定し、各種施策の展開を進めます。

○観光拠点の機能強化

関係団体との協働による観光資源の磨き上げから効果的な情報発信までの一連の観光戦略づくりに努め、地域経済の活性化につながる施策を展開します。また、地域観光の入口である道の駅の機能強化をはじめ、核となる観光拠点の整備や民泊*等を含めた宿泊体制の充実に努めるとともに、超小型モビリティの自動車やレンタサイクルなど、CO_2を排出しない持続可能な二次交通手段を整備し、着地型観光を推進します。

○イベント等を通じた交流人口の拡大

観光分野にとどまらず、農業体験や文化・スポーツ交流など、町民や関係団体との協働により地域資源を磨き上げ、四季折々の景観や地域の食材を生かしたイベントの開催、広域観光や体験型観光などを通じた交流人口の拡大を図ります。

○都市住民等との交流促進

都市住民等との文化交流や親善を促進するため、東京四万十会（町出身者の会）など町を応援していただいている個人や団体、友好都市等とのきずなを深め、さらなる交流の拡大による地域の活性化と観光誘客を図ります。

○ワーケーションの推進

新たな旅のスタイルが流行する中で、ワーケーションによる交流人口の拡大、移住の促進を図るため、本町の特色を生かしたルートやメニュー開発、コワーキングスペースの整備など、受け入れ体制を整備しワーケーションを推進します。

【主な個別計画】

- **四万十町移住・定住促進計画**
- **四万十町四万十川保全活用基本計画**

四万十川桜マラソン

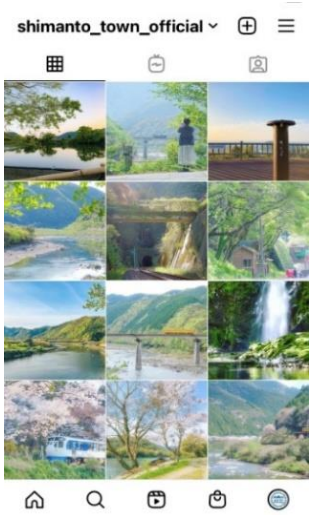

四万十町公式インスタグラム

基本方針２　生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり
～誰もがいつまでも健やかに暮らせるまちづくり～

子どもを産み育てる環境と教育の充実をはじめ、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動にふれあう環境を整えることで、人間性豊かな成長や暮らしの充実を図るとともに、活動を通じた人と人のつながりから、郷土愛に満ちた人づくりを推進します。

住民の健康を守るため、保健・医療・福祉体制の充実を図ります。

【施策体系】

基本方針	政策目標	施策目標
基本方針２ 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり	４.まちの将来を担う人を育むまち	(7)子どもを産み育てる環境の充実 (8)教育環境の充実 (9)現在と未来を担う人材育成の推進
	５.生きがい・誇りを持てるまち	(10)住民主体の地域づくりの推進 (11)人権尊重の推進 (12)芸術文化・生涯学習・スポーツの推進
	６.元気で安心して暮らせるまち	(13)保健・医療環境の充実 (14)高齢者福祉の充実 (15)障がい福祉の充実

政策目標４．まちの将来を担う人を育むまち

施策目標（７）子どもを産み育てる環境の充実

【現況・課題】

＜結婚・出産＞

非正規雇用の増加等による経済的な不安や価値観の多様化などの要因により、未婚化*・非婚化*・晩婚化*が進行しており、婚姻数は減少傾向にあります。

このように婚姻数が減少することで全国的に少子化が進行しており、本町でも出生数が緩やかに減少していることから、子どもの人口減少は避けられない状況となっており、結婚支援策の推進とともに、少子化の人口構造の改善に向けて子どもを産み、育てやすい居住環境を形成していくことが必要となっています。

本町では、誰もが安心して子どもを産み育てることが可能な環境づくりの実現に向けて「子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

また、妊娠期や乳幼児の健診に対する支援、育児支援、また乳幼児から中学生以下の子どもやひとり親家庭に対する医療費等を助成し、子育て世代が住み良いまちづくりを進めています。

しかし、町内には産科がないため、その再開とともに、小児科の充実が望まれており、子どもを産み育てやすい医療環境の改善も必要となっています。

＜子育て＞

少子化・核家族化・両親の共働きの増加等、児童や家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。このため、子どもを育てやすい環境づくり、児童の健全育成及び児童虐待の早期発見と解消、ひとり親家庭の生活の安定など児童福祉と要保護児童に対する地域ぐるみの子育て支援の充実が必要となってきています。

また、児童福祉に重要な役割を果たしてきた保育所などの施設については、老朽化や災害危険区域の範囲内に指定されるなどの課題があり、児童数の減少が著しい施設の統廃合の検討も含め、計画的な施設整備が必要です。そして、保育士の確保にも努め、待機児童のない、質の高い保育サービスが行える体制を整えていくことが求められています。

さらに、子どもたちの放課後等の安心・安全な環境づくりとして、放課後児童クラブ*や子ども教室を開設していますが、地域の指導者の確保が課題となっています。

今後のまちづくりの重要な人材となる子どもたちの育成のためにも、安全・安心な子育て環境づくりを推進していくことが必要です。

【方　　針】

◆ 結婚・妊娠・出産・子育て、仕事と子育ての両立、子育て環境や定住対策など、それぞれの段階に応じた切れ目のない対策を強化し、安心して住み続けられる地域づくりを推進することにより、子どもを産み育てやすいまちを目指します。

【指　　標】

項目	現況値（R2）	目標値（R8）
年間出生数	（H28～R2 平均値）　85 人	100 人
合計特殊出生率	（H27～R1 平均値）　1.90	2.00

【施　　策】

○結婚支援策の推進

若い世代が希望どおりに結婚し子どもが持てるように、独身男女の出会いから結婚、子育てまでの総合的な結婚支援策を関係機関と連携して推進します。

○出産・育児への支援

子育て世代包括支援センターを相談窓口とし、関係機関と連携した周産期医療体制*や小児医療の充実、妊産婦・乳幼児に関する健診等の支援を充実し、医療や育児の不安軽減を図るなど、妊娠から育児までのサポート体制の充実に努めます。

○子育て応援の充実

仕事と子育ての両立など、働きやすい職場環境づくりに向けた取り組みを促進するとともに、出産祝金、乳幼児医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、多子世帯保育料軽減など子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組みます。

○保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応するため、0 歳児や障がいのある子どもの受け入れ、育児不安の相談・指導、一時預かり事業や交流事業などにより各種保育サービスと体制の充実を図り、仕事と子育ての両立支援に取り組みます。

○保育施設の整備

老朽化や災害危険区域の範囲内に指定されるなどの保育施設については、今後の児童数の推移も考慮に入れ、計画的に施設整備を行います。

○ファミリーサポートセンターの運営

乳幼児や小学生の児童を持つ子育て中の保護者と児童の預かり等による子育ての手助けをしたい人をつなぐ、地域の支え合いの仕組みであるファミリーサポートセンターの運営を委託し実施します。

○放課後児童の健全育成

放課後子ども教室・児童クラブの活動拠点により地域で児童を見守り、心身ともに健やかに育つ環境づくりを推進します。

○児童虐待の早期発見と防止体制の強化

四万十町子ども支援ネットワーク*において、要保護児童等に対する支援の協議や情報共有を行い、関係機関や地域での見守りを強化していきます。

○子育て世代の定住環境の充実

子育て世代が地域で安心して暮らせる住環境の整備について、移住を促進する視点での取り組みも含めた若者の定住を促進する支援の拡充を図り、希望する地域での定住促進を図ります。

【主な個別計画】

- **四万十町地域福祉計画**
- **子ども・子育て支援事業計画**

施策目標（8）教育環境の充実

【現況・課題】

本町の将来を担う子どもたちが、社会の変化に柔軟に対応し生き抜く力を培うために、基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、それらを活用し自ら考え、判断し、解決するための確かな学力、他人と協調し他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性を育て、たくましく生きるための健康や体力の向上を図らなければなりません。

そのため、基礎学力を確実に定着させる「学力向上」の取り組みとともに、「豊かな心」と「健やかな身体」の調和の取れた教育を進めるとともに、主体的に学ぶ意欲、情報活用能力や非認知能力を高めることが求められています。

また、それぞれの地域の特色を生かしながら、学校・家庭・地域・行政が連携協力してふるさと教育等の充実を図り、豊かな自然・文化等の貴重な学習教材を有効活用し、地域の魅力や特色を知り、愛着と誇りを育む学習活動に取り組める体制づくりや、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動行うため、業務の効率化や外部人材の登用など、教員の働き方改革を進めることが必要となっています。

少子化が進む中、今後も学校の統廃合が必要となりますが、学校は地域の拠点的な施設であることから、地域住民と十分な意見交換を行いながら取り組んでいく必要があります。

子どもたちが安全に、安心して教育を受けることができるよう、引き続き安全に配慮した教育施設の改善が求められています。

また、入学者の減少が続いている町内２校の高校の活性化をはじめとした地域教育の魅力化について、保幼小中高連携して取り組んでいくことが必要となっています。

【方　　針】

◆ 地域拠点として安全・安心を確保するとともに、児童生徒や教職員の一人ひとりの学びを保障する取り組みの研究・実施や連携体制の強化により、地域ぐるみで子どもの教育に取り組むまちを目指します。

【指　　標】

項目	現況値（R2）	目標値（R8）
全国学力・学習状況調査の正答率	＊R2 はコロナ禍のため実施せず （R1）全国平均	全国平均以上
ICT 教育機器＊（電子黒板、タブレットパソコン等）導入校数	全ての小中学校	全ての小中学校

ＩＣＴ教育

【施　　策】

○確かな学力の育成

教育内容や方法の改善等による一人ひとりの学びの質を保証する教育や、学びに向かう集団づくりの実践により、児童・生徒の学力の向上に努めます。

○豊かな心と健やかな体づくり

学校教育活動を通じて、道徳的な心情や判断力、実践意欲等を養うことで豊かな心を育成するとともに、学校給食を核とした食育の推進や体力の実態把握により健やかな身体づくり、体力の向上に努めます。また、ＡＬＴ（外国語指導助手）*やＣＩＲ（国際交流員）*等が連携し、外国語教育や国際理解教育を推進するほか、ＰＴＡ等の地域コミュニティの協働による家庭教育支援に取り組みます。

○特別支援教育*の推進

学校間や関係機関との連携を図り、特別支援教育の充実を図ります。また、発達相談や就学相談などの支援体制を強化するとともに、小中学校が連携した継続的な支援を推進します。

○支援を要する子ども・家庭等への支援

教育相談員等の配置により、子どもや保護者、教職員、地域の方々の教育に関する相談活動を充実するとともに、不登校児童・生徒への対応・支援について不登校の未然防止と早期発見・早期対応を徹底するため、学校と教育支援センターの連携を強化し効果的運用を図ります。

○デジタル社会に向けた教育の推進

学習用タブレット端末等を計画的に整備し、先端技術を有効に活用することで、個々の課題の解決や強みを伸ばす最適な学習指導の充実を図ります。

○安全で快適な学校環境の整備

学校施設における環境の改善や長寿命化等を推進し、安全面や快適性に配慮した施設の充実を図るとともに、ＩＣＴ（情報通信技術）機器など教育環境の充実を図ります。また、学校給食についても、安全・安心な給食を提供できる調理施設と調理体制の充実に努めます。

○学校と地域の連携体制の推進

地域の実情や学校のニーズに沿って、住民やＰＴＡでつくる学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）*等を活用して、児童の健全育成や教育に学校と地域が連携して地域ぐるみで取り組む体制づくりを推進します。

○学校における働き方改革の推進

教職員が子どもと向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大限の教育効果を発揮することができるよう、教育委員会と学校等が連携し、業務の効率化・削減や外部人材の活用など、働き方改革に向けた取り組みを推進します。

○学校規模適正化の推進

学校規模の適正化を図るため、住民合意を得るための話し合いを積み重ねながら学校の適正配置に取り組みます。また、学校は地域の拠点的施設であることから、廃校舎の活用について町全体の課題として検討します。

【主な個別計画】

- **四万十町教育振興基本計画**
- **四万十町いじめ防止基本方針**
- **四万十町立小中学校適正配置計画**
- **四万十町学校施設等長寿命化計画**

学校給食

施策目標（9）現在と未来を担う人材育成の推進

【現況・課題】

本町は、豊かで多様な地域資源に恵まれ、農業をはじめとする第一次産業を基幹とし、多くの優れた人材が様々な分野で活躍しています。

しかし、人口減少が進行する中、社会経済環境の変化などに加え、人のつながりの希薄化や価値観の多様化など、従来の考え方や手法では解決できない課題が増えています。

そのため、将来を見据えた持続可能なまちづくりと地域の諸課題を解決するため、最も重要な人材育成の基本である「四万十町人づくり戦略」を 2016（平成 28）年 3 月に策定しています。

「まちづくりは人づくり」と言われるように、協働を理解し、課題を的確に捉えて活動できる人材は不可欠であることから、中長期的な視点に立ち、現在と未来を担っていく熱意あるリーダーやまちづくりに興味を持つ人材を育成することが必要であり、住民や地域、団体等が主体となる活動を支援するための組織体制の構築が急がれています。

特に、町内高校の存続は、未来ある子どもたちが安心して学べる場として不可欠であり、「わが町の高校」として、地域が一体となって高校存続の支援を行っていく必要があります。

【方　　針】

◆ 現在及び未来を元気にする人材を育成することにより、地域の特性や可能性を知り、新たな価値を創造し、志をもって明るい未来の実現に向かって挑戦することができる人があふれたまちを目指します。

【指　　標】

項目	現況値（R2）	目標値（R8）
人材育成において地域で活躍する産業人数（農業者ネットワークの会員数）	46 人	60 人
地元中学生の町内高校入学率	20.3%	60.0%

高知大学サッカー教室

【施　　策】

○未来を元気にする人材の育成　～「未来塾」～

子どもたちが、まちづくりを進める次代の人材として活躍していくため、地域の魅力や特徴を知り、愛着と誇りをはぐくむ学習活動や発達段階に応じたキャリア教育*の充実を図り、家庭・学校・地域が連携した特色ある教育を推進します。また、町内高校２校の存続と魅力化に向け、地域全体で応援する体制づくりを進め、地方創生の一翼を担う人材を育てる教育環境の充実と活性化につなげていきます。

○地域を元気にする人材の育成　～「四万十塾」～

地域の魅力を生かし、地域を支え発展させる人材を育てるため、地域活性化の意識醸成の場の創出を図り、地域づくりに参画する中核的人材の育成と住民協働体制の強化、地域や業種を超えた人材ネットワークの形成を積極的に進めます。

○産業を元気にする人材の育成　～「産業振興塾」～

地域資源を生かし、産業を支え発展させる人材を育成するため、目標の実現に向け自発的な高い志向の発現を促すとともに、それぞれのニーズやレベルに合わせ、町内外の知見を結集して志に応じた支援を行います。

【主な個別計画】

- **四万十町人づくり戦略**

町営塾「じゆうく。」

海外研修

若手社員研修

四万十町ビジネスプランコンテスト

政策目標５．生きがい・誇りを持てるまち

施策目標(10) 住民主体の地域づくりの推進

【現況・課題】

本町では、行政区や集落ごとの自治活動に加えて、福祉分野や環境分野のボランティアなど、住民主体の活動によって地域づくりが支えられています。

また、集落活動や自治会活動の強化・活性化を目的とし、町職員が担当集落を受け持つ集落担当職員制度が導入され、地域コミュニティと行政との相互連携によるまちづくりに向けた素地づくりが進んでいます。

しかし、中山間地域においては、少子高齢化にともなう人口減少により、集落での共同作業や活動に支障が出ているところもあり、地域単位での連携や協力も必要となっています。

今後は、従来の集落間の連携や再編も考えながら、「自分たちの地域は自分たちで創造する」という思いを住民と町が共有し、住民自らが、主体的に取り組むまちづくりを進めるため、協働意識の醸成と相互理解に努めるとともに、住民の幅広い主体的な参画を促す仕組みづくりが求められています。

【方　　針】

◆ 豊富な人的、物的資源を生かし、住民が主体となった支え合いの地域づくり、災害時の地域間の相互支援体制の拡充など、住民と行政の協働による地域づくりを目指します。

【指　　標】

項目	現況値（R2）	目標値（R8）
集落活動センター*の整備地域数（累計）	2 地域	5 地域
中間管理住宅*の整備件数（累計）	27 件	50 件

集落活動センター「けやき」（家地川）

【施　　策】

○自治会活動の支援

住民自治の発展と地域住民の交流の促進、地域福祉の向上を図るため、自治会や地域単位などで行う様々な活動を支援するとともに、活動の拠点となる集会所等の整備を支援します。

○地域の拠点づくりの推進

中山間地域における集落の活性化や生活環境を維持するために、地域が主体となった地域の支え合いや活性化に向けた仕組みづくりを担う集落活動センター等の地域の拠点づくりを推進します。

○コミュニティ活動の促進

地域活動への理解や参加を促進するため、地域づくりやコミュニティ活動に関する情報提供に努めるとともに、住民の自主性、自発性によるボランティア・ＮＰＯ*団体等の活動を支援します。

○中山間地域定住の促進

中山間地域や集落の活力を維持していくため、移住者や若者から「中山間地域へ住みたい」と思われる定住対策や地域づくりに取り組みます。

○集落担当職員の配置

町民主体の協働によるまちづくりを促進するため、町職員を各集落に配置し、自治会活動の活性化を支援します。

○地域おこし協力隊や集落支援員*による地域支援

地域の課題に応じたコミュニティ機能の維持と地域の活性化を図るため、地域おこし協力隊や集落支援員等を活用した多様な取り組みを展開します。

【主な個別計画】

- **四万十町移住・定住促進計画**

地域おこし協力隊

施策目標(11) 人権尊重の推進

【現況・課題】

日本国憲法や世界人権宣言でも基本的人権の尊重を大きな柱として掲げられており、すべての人間は平等であり、その尊厳は互いに尊重しなければなりません。

人と人とのつながりや思いやりを大切にし、すべての人の人権が尊重され、だれも傷つかない、だれも傷つけない、そしてだれもが能力や個性を発揮して生き生きと暮らすことができるまちを目指すことが必要です。

本町では、四万十町人権教育研究協議会と連携し、町全体や各支部で研修会や講演会を開催し、人権や男女共同の尊重について啓発を進めています。

しかし、私たちの意識や行動、社会の慣行の中には、女性の人権や子どもの人権、高齢者の人権など、様々な人権課題が今も存在しています。

そのため、人権に関する正しい理解と認識を深め、学校、家庭、地域社会、職場など、あらゆる場を通じた人権教育の推進が求められています。

より多くの町民に人権に対する関心をもってもらうため、町民のニーズに合わせた研修会や講演会を開催するとともに、広報手段についても考えていく必要があります。

【方　　針】

◆ 多様な価値観を認めあえる社会を目指し、男女がともに仕事と家庭生活を両立し、全ての人がともに支え合い安心して暮らせるまちを目指します。

【指　　標】

項目	現況値（R2）	目標値（R8）
人権研修会への年間参加者数	※R2 はコロナ禍で研修会のほとんどが中止 （R1）450 人	750 人
町の審議会（広域を除く）等での女性委員の占める割合	21.4%	30.0%
人権教育研究協議会の会員数	714 人	750 人

人権講演会

【施　　策】

○人権教育の推進

一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、人権尊重の理念に関する理解を深め、町民の人権意識に対する啓発の推進に努めます。

○人権条例の制定

「人権尊重のまち」を実現するため「四万十町人権尊重のまちづくり条例（仮称）」を制定し、人権尊重のまちづくりを進めます。

○広報・啓発の充実

人権教育研究協議会や人権擁護委員と連携した広報・啓発活動の実施により、人権に対する正しい知識を習得するための効果的な啓発に努めます。

○相談・支援体制の強化

相談窓口の連携を図るとともに、様々な人権相談内容に応じた必要な情報の提供や助言を行います。また、国や県などの関係機関と連携し、共同で被害者の支援を行います。

○男女共同参画社会の実現

家庭や地域・学校・職場における男女共同参画の必要性の周知による意識の高揚を促進するとともに、普及啓発事業の充実を図ります。

【主な個別計画】

- **四万十町男女共同参画計画基本計画**

施策目標(12) 芸術文化・生涯学習・スポーツの推進

【現況・課題】

＜芸術文化＞

本町の芸術文化の拠点である美術館については、元々美術館用に整備された施設ではないことから、収蔵物の保管環境などに課題を抱えています。このため、専用の収蔵庫などを有する施設の整備が必要です。また、今後の美術館では「想像／創造体験」など、新たな時代に合った機能の整備も必要となります。芸術作品の保存や活用、町民の創作活動を推進し、美術館の機能を十分に発揮するため、専門的な知識を有する学芸員などの配置も検討する必要があります。

＜文化財＞

本町には、長い歴史の中で地域に親しまれてきた数多くの文化財や伝統芸能、伝統文化があります。また、豊かな自然と共生した暮らしや営みによって育まれ、独自の環境や景観を形成してきた四万十川流域の文化的景観もあります。

しかし、貴重な文化財や伝統芸能、伝統文化の保存・継承は充分とは言えず、担い手育成も含め適切な保存・活用に努める必要があります。

＜生涯学習・スポーツ＞

本町では、生涯学習の活動拠点となる施設が点在しており、関係機関と協力し町民が参加しやすい学習教室やスポーツ大会などを開催してきました。今後も町民のニーズに合った幅広い学習プログラムの作成や、各種団体の育成・活性化などに取り組む必要があります。

しかし、拠点となる施設の老朽化が進んでいることから、計画的な改修等が必要となっています。特に、あらゆる情報の拠点となる図書館（本館）では、利用環境などに課題を抱えていることから、ユニバーサルデザイン*にも配慮した施設として整備する必要があります。また、十和地域には図書館が無いことから、分館の設置も含めた検討が急務となっています。

＜国際交流＞

国際感覚を身に付けた人材を育成するため、ＣＩＲ（国際交流員）を中心として、町内の保育所訪問や異文化ふれあい教室など、子どもから高齢者まで幅広い町民が参加できる事業を開催し、より広範囲な交流活動を推進しています。

しかし、異文化ふれあい教室参加者が固定化してきていることから、広報等を使ってより多くの町民に周知していく必要があります。

【方　　針】

- ◆ 地域の伝統芸能の活性化や担い手を育成するとともに、四万十川の景観を中心とした重要文化的景観を保存・活用することにより、四万十町らしい芸術・文化を創造し継承していくまちを目指します。
- ◆ 生涯学習・スポーツ活動を企画・運営することにより、町内外の様々な人が交流するまちを目指します。
- ◆ 語学学習に加えて、諸外国の暮らしや文化に関するイベントの開催により、異文化に触れあう機会が多いまちを目指します。

【指　　標】

項目	現況値（R2）	目標値（R8）
各種文化講座等への年間参加者数	100 人	700 人
総合型地域スポーツクラブ*加入率	4.46%	5.00%

【施　　策】

○生涯学習活動の充実

多様化する町民ニーズに応じた学習機会や情報を提供するため、それぞれの目的に応じた学習や仲間づくりに取り組んでいる社会教育関係団体の育成・支援に努めるとともに、効果的な各種講座・教室を開催するなど、町民の生涯学習活動を支援します。

○複合型文化施設の整備

図書館・美術館等の機能を備えた複合型文化施設の整備を行い、図書館・美術館の利用環境や収蔵環境など、施設に依存する課題の解決を図るとともに、生涯学習や人材育成・交流の場となるほか、産業振興におけるレファレンスサービス（調査研究）などの役割も担うことを目指します。

また、図書館・美術館等の機能を十分に発揮するため、司書や学芸員などの人員配置について、検討及び対応を図ります。さらに、十和地域への図書館（分館）の設置について、検討及び対応を図ります。

○生涯スポーツの推進

ライフステージに応じた身近なスポーツ活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブへの加入や学校開放利用の促進に努めます。また、各種町民スポーツ大会やレクリエーションなどを実施し、スポーツに参加する機会の拡大を図ります。

○社会教育施設・公共文化施設の整備

社会教育施設や公共文化施設を利用者が安全に、安心して利用できるよう、老朽化した施設の修繕や改築を計画的に進め、快適な学習・活動環境を提供するとともに、設備や備品についても充実を図ります。

また、照明設備の LED 化等を行い脱炭素化社会の推進を図ります。

○四万十川の文化的景観の保全・継承

豊かな自然と共生した町民の生活・生業によって築かれ、受け継がれてきた良好な景観を地域資源として守り生かす意識を育み、地域への愛着・誇りを高め、地域の文化に根差した生活・生業の存続を後押しするよう努めます。

○郷土文化の継承

国・県・町指定文化財の適切な保存や活用を図るとともに、地域で培われてきた郷土芸能や伝統行事を継承するための伝承者や後継者の育成、文化芸術活動の担い手として、文化協会などの文化団体の支援に努め、芸術文化活動に参加する機会の拡大を図ります。

○国際理解の促進

国際理解のための学習機会の拡充など、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。また、関係団体との連携を図りながら国際交流の機会を創出し、諸外国の多様な暮らしや文化に対する理解を深めます。

【主な個別計画】

- **四万十町教育振興基本計画**
- **四万十町子ども読書活動推進計画**
- **四万十町文化的景観保存計画**
- **四万十町重要文化的景観整備計画**
- **四万十町文化的施設基本計画**
- **四万十町文化的施設サービス計画**

政策目標６．元気で安心して暮らせるまち

施策目標(13) 保健・医療環境の充実

【現況・課題】

健康は、一人ひとりが充実した生活を過ごし、豊かな人生を送るためには必要なことです。

しかし近年では、がん・心疾患・脳血管疾患等、生活習慣に起因する疾病が壮年期の死亡原因の多くを占めるようになり、さらに超高齢社会を迎え、健康であり続ける期間をいかに延ばせるかがこれからの課題となっています。

健康に暮らしていくためには、自らの健康状態を十分に把握し、食事、運動、体調管理、予防等の健康づくりに取り組むことや、検診等の受診により疾病の早期発見・早期治療を目指すことが重要ですが、特に、青年層、壮年層は健康診査の受診・がん検診に対する関心や受診率が低い状況にあります。

本町では、医療機関が窪川地域の市街地とその近隣に集中しているため、山間地域においては無医地区も存在しており、民間医療機関の医師の高齢化や医療従事者も不足している状況にあります。

また、町内には精神科、産科がないため、精神障がい者や認知症高齢者等への対応とともに、町内での出産ができない状況にあります。

そのため、外部委託による 24 時間体制の健康医療電話相談を開始し、悩みや不安を相談できる体制を整備しましたが、迅速な搬送体制の整備が求められています。

国民健康保険制度については、農林漁業や自営業などに従事する方、無職の方など被用者保険の対象にならない全ての町民が対象ですが、急速に進む高齢化や経済状況の影響、医療費の増大などを背景に単年度収支で赤字が続いており、急激な保険税負担の増加を回避するため財政調整基金等による調整を図っていますが、今後も厳しい財政運営が予想されます。

【方　　針】

◆ 食、運動、こころ、健康管理の４つの分野から健康づくりに取り組み、町民の健康づくりに対する意識改革を図るとともに、救急医療体制を含めた地域医療の拡充に努め、だれもが安心して医療を受けられ健康に過ごせるまちを目指します。

【指　　標】

項目	現況値（R2）	目標値（R8）
朝食を抜くことが週に３回以上ある人の割合	6.8%	4.5%以下
日常生活で歩行または同等の身体活動を１日１時間以上している人の割合	38.9%	45.0%
病気や障がいに関わらず自分を健康と思う人の割合	86.4%	90.0%
特定健康診査受診率	31.2%	60.0%

【施　　策】

○食による健康づくり

高血圧や心疾患、脳血管疾患、がん等の生活習慣病*の予防のため、栄養面だけでなく規則正しい食事の啓発など、食生活全体を大切にする取り組みを推進します。

食品衛生思想の普及向上と公衆衛生の増進を図り、飲食に起因する感染症等の発生予防に努めます。

○運動による健康づくり

生活習慣病の予防のほか、ストレスの解消によるこころの健康にもつなげていくため、日頃から体を動かすことの意義等を啓発するとともに、それぞれの年齢や体力に合った運動を広める取り組みを推進します。

○こころの健康づくり

円滑なコミュニケーションの推進等によるストレスの解消やリフレッシュなど、こころの健康づくりを推進するため、こころの健康についての情報発信や、うつ・自殺予防対策の取り組みを推進します。

○健康管理の推進

健康の増進には、自身の健康状態を知り適切な対応をとることが重要であるため、健康診査やがん検診等の受診率の向上を図るとともに、若い頃から受診する環境づくりを推進します。また、健康との関わりが大きい歯や飲酒、喫煙等の課題への取り組みを推進します。

○地域医療体制の充実

適正な地域医療体制を維持するため、奨学金支援など人材の確保に努めます。また、町内２カ所の国民健康保険診療所においては、現在の診療体制を維持しながら計画的な施設の維持や医療機器の更新に努めるとともに、一体的な運営等により安定した医療サービスの提供を継続します。

産科等の専門診療科の確保に努めるとともに、状況に応じた相談環境の整備に努め、必要な医療・支援機関等につなげる体制を構築します。また、通院の負担が大きい妊婦には、通院助成により負担軽減を図ります。

○救急医療体制の充実

休日や夜間の初期医療体制を維持するため、関係機関等と連携し、緊急時に対応できる救急医療体制を確保します。また、応急処置体制の充実とともに、迅速な搬送体制に向けて必要な設備や人材の確保に努めます。

○国民健康保険制度の円滑な運営

町民が安心して医療を受けられる保険制度を維持するため、国民健康保険事業全般の充実とともに、国保財政の健全化や保険税の負担軽減など円滑な運営に努めます。

【主な個別計画】

- **四万十町地域福祉計画**
- **四万十町健康増進計画**
- **特定健康診査等実施計画**
- **四万十町データヘルス計画**
- **四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画**

しまんと健康ステーション講演会

施策目標(14) 高齢者福祉の充実

【現況・課題】

本町の高齢化率は 44%を超え、一人暮らしや高齢者のみの世帯、高齢者が高齢者を介護する老々介護の増加、介護職員や地域の支え手の減少等、高齢者を取り巻く環境は厳しくなっています。

こうした中で、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するためには、心身の状態や生活環境の変化に応じて、住まい・医療・介護・介護予防及び生活支援を日常生活の場で一体的に提供できる体制を構築していく必要があります。

中でも、できる限り介護を必要としない介護予防の取り組みや認知症対策、地域で支え合う仕組みづくり等が重点課題として挙げられます。

また、介護・福祉サービスの維持に加え、食事や移動等生活に不安のある高齢者への対策、医療や健康づくり事業との連携、生きがいづくりや社会参加の促進など、高齢者の心豊かな人生を支援していくまちづくりが必要となっています。

【方　　針】

◆ 住まい・医療・介護・介護予防及び生活支援といったサービスが包括的に提供されるよう、地域住民の理解と協力のもと、限りある地域資源を効率的かつ効果的に活用しながら、その人の状態に応じた自立と尊厳を支えるサービスが受けられる地域包括ケアシステム*の構築を目指します。

【指　　標】

項目	現況値（R2）	目標値（R8）
宅老所*・運動自主グループの開設数	31 カ所	50 カ所
65 歳以上高齢者の宅老所・運動自主グループへの参加率	6.6%	9.0%
認知症の相談窓口を知って、相談のあった実人数	62 人	80 人
配食サービス事業の実利用者数	228 人	250 人

【施　　策】

○介護予防・生活支援サービス事業の推進

地域の実情に応じた支え合いの体制づくりを推進し、支援を必要とする要支援者等のニーズに応じた多様な主体によるサービス（訪問型・通所型・生活支援・ケアマネジメント*）を提供します。

○一般介護予防事業の推進

介護予防に資する宅老所などを行う住民主体の通いの場を充実するため、介護予防に関するボランティア等の人材育成や地域活動組織の育成・支援を行います。

また、地域における介護予防の取り組みを強化するため、推進拠点の整備や専門職等の関与を促進します。健康寿命を延ばすため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施も推進します。

○社会参加の促進

多くの高齢者が地域社会との関わりを通じて、仲間づくり、健康づくり(介護予防)、学習活動、社会奉仕や生活支援の担い手などの多様なニーズを満たせるよう、老人クラブやシルバー人材センター等の育成・支援や世代間交流などを推進します。

○生活支援体制の整備

多様な関係機関等との連携・協働を推進し、住民主体による日常生活上の支援体制の整備及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、高齢者を支える地域づくりを進めます。

○あったかふれあいセンター*の充実

子どもから高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらず利用でき、町内に３カ所設置している「あったかふれあいセンター」を拠点として、集いや軽微な生活支援、サテライト事業等の充実を図ります。

○福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で自立した生活を送れるよう、生活支援等のサービスや相談窓口を充実します。

○高齢者の住まいの確保

高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で過ごせるよう、ニーズに応じた自宅のバリアフリー*化や多様な住まいの情報提供など適切な住まいの支援に努めます。

また、高齢者の孤立防止や子育て支援等を踏まえ、同居するためのリフォームや二世帯住宅等世代間の支え合いを推進します。

○地域包括支援センター*の機能強化

総合相談支援、権利擁護、介護予防、ケアマネジャー*支援等を通じた包括的な生活支援を行う地域包括支援センターの円滑な運営のため、適切な職員配置や運営協議会による事業評価等を行います。

○地域ケア会議*の充実

町内の保健、医療、介護、福祉の関係機関等の連携により、個別課題の解決を通じて地域の課題を共有し、新たなサービスや住民による支援の仕組み等を考える地域ケア会議の充実を図ります。

○在宅医療・介護連携の推進

病院等から在宅療養への移行時に、円滑に在宅サービスにつなぐことや、再入院を可能な限り防ぎ、在宅生活を継続するための多様なサービス提供を行うなど、医療と介護に関係する多職種が連携して、円滑な入退院等に対応する体制づくりを推進します。

○認知症施策の推進

誰でもかかる可能性のある脳の病気である認知症の知識の啓発、相談窓口の周知、早期からの適切な診断・対応など、認知症の人またはその疑いのある人や家族への総合的な支援を推進します。

○介護人材の確保・育成

高齢者のニーズに応じた適切な介護サービスを提供するため、事業所の人材確保の支援や離職防止対策、介護職員の資質向上に努めます。

○介護保険事業の適正・円滑な運営

介護保険事業全般の充実のため、サービスの提供体制の確保と質の向上を実現する施策を推進し、利用者が利用しやすい環境づくりを目指します。また、将来にわたり安定したサービス提供ができるよう、適切な要介護認定調査*の実施や介護給付適正化等にも取り組みます。

○地域密着型サービス事業所*等への指導の強化

本町が事業者の指定権限を持つ地域密着型サービス等が適正に実施されるよう定期的に指導・監査を行い、各サービス事業所の質的向上を目指します。また、県指定のサービス事業所については、県や高知県国民健康保険団体連合会と連携を図り指導を行います。

【主な個別計画】

- **四万十町地域福祉計画**
- **四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画**

施策目標(15) 障がい福祉の充実

【現況・課題】

障がいのある人が地域でその人らしく生活していくためには、日常活動の場や生活の場の確保など、個々のニーズに合った様々な支援を受けることのできる体制づくりが必要です。

本町では、障がいのある人の自立を目指し、就労訓練の場や共同生活の場の利用推進、相談支援体制の充実等を目指し取り組んでいます。しかし、個々の生活ニーズへの対応や発達段階に応じた障がい児・者サービスの拡充は今後も重要な課題となっています。

令和２年度末現在、町内には相談支援事業所が２カ所あり、３名の相談支援専門員が町と連携のもと活動しています。今後も、各種サービスの質の向上や相談支援体制の充実を念頭に、公的サービスにとどまらず地域の支え合い体制の構築や、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化が必要とされています。

【方　　針】

◆ 障がい福祉サービスの充実、心のバリアフリーの浸透を図ることにより、障がいのある人が自立した生活ができるまちを目指します。
◆ 自立した生活を実現するための相談支援体制の充実を図ります。

【指　　標】

項目	現況値（R2）	目標値（R8）
手話奉仕員の養成者数	０人	７人（累計）
主任相談支援専門員の養成者数	０人	２人（累計）
児童発達支援センター設置数	０カ所	圏域での共同設置 １カ所

グループホーム笑和・相談支援事業所わらわ

【施　　策】

○障がいに対する理解とボランティア活動の促進

障がいの特性や配慮について町民に周知するとともに、福祉教育など障がいに対する理解の促進に向けた取り組みを推進します。また、ボランティアの養成や手話講座などを実施し、障がい者を支える体制を整え、障がい者が気軽に社会参加できるような環境づくりに努めます。

○児童発達支援の充実

発達に遅れがある子どもや障がいのある子どもが、相談支援や早期療育の機会を利用し、基本的生活習慣や集団生活への適応性を養えるよう、町および圏域での支援を推進します。

○障がい者等への相談体制の充実

障がいのある人やその家族が、迅速かつ適切なサービスを利用することができるよう、相談支援事業所等の相談窓口の拡充を図ります。また、発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病を抱えた人への総合的な相談支援体制の充実に努めます。

○障がい者等の雇用拡大

ハローワーク等の関係機関と連携し、事業主の協力を得ながら障がいがある人の就労の場の確保に努めます。また、障害者優先調達推進法*に基づき、障害者就労支援事業所が提供する物品・サービスの優先調達を推進します。

○障がい者等に対する経済的支援の充実

障がい者の生活支援とともに家族の負担が軽減されるよう、自立支援医療費の支給、重度心身障がいのある人に対する医療費を助成するとともに、各種福祉手当や減免制度の周知、また日常生活用具の給付など、その利用を促進します。

○在宅生活支援の充実

在宅生活を支える居宅介護等について、それぞれの障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成と、サービス提供体制の確保に努めます。また、家族等の緊急時や一時的な休息に対応できるよう、一時的に利用できる場所の充実を図り、在宅生活を支援するとともに、地域でその人らしく生活するために必要な日中活動の場の充実に努めます。

【主な個別計画】

- **四万十町地域福祉計画**
- **四万十町障害者計画**
- **障害福祉計画/障害児福祉計画**

四万十町ふくふくまつり

基本方針３　日本が誇る四万十川流域の環境づくり

～自然と共生する持続的循環型のまちづくり～

きれいな水や豊かな緑に恵まれた自然環境を守り育てるとともに、道路、生活環境などの基盤が整備された便利で快適なまちづくりを推進します。

暮らしの不安要因を減らし、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【施策体系】

基本方針	政策目標	施策目標
基本方針３ 日本が誇る四万十川流域の環境づくり	７.広大な自然環境と共生するまち	(16)自然環境の保全 (17)脱炭素・循環型社会の推進
	８.安全で快適な暮らしができるまち	(18)まち・くらしの基盤整備の推進 (19)安全・安心の確保

四万十町井崎

策目標７．広大な自然環境と共生するまち

施策目標(16) 自然環境の保全

【現況・課題】

＜自然環境・自然景観＞

本町は、四万十川とその流域の豊かな自然に支えられ、農林業を基幹産業とし、自然を守り生かして暮らす文化を受け継いできています。

このような四万十川の良好な文化的景観を守り、育てていくためには、それを支える自然と共生した暮らしや生業を継承していく取り組みの支援が必要です。

そのため、景観の保護を目的とした四万十川条例・四万十町景観条例を制定して対策を行い、あわせて不法投棄防止対策に取り組んでいます。

また、本町は希少野生動植物種*が多数生息・自生しており、これらを守るために、自然のままの姿を多くとどめられるような取り組みが必要となっています。

＜河川環境＞

日本の川の原風景が残された日本最後の清流と言われる四万十川の水質を保全するため、合併処理浄化槽の推進、浅水代かき*の推進、止水板*の配付等による濁水防止の啓発活動、四万十川一斉清掃による美化活動など河川環境の保全に努めています。

四万十川の濁水や水質悪化の原因と言われている、生活雑排水、公共工事等による濁水、農業濁水、畜産排水など、住民や事業者等に濁水を流出させない取り組みの啓発も必要となっています。

また、四万十川の本支流ではアユの火振り漁*や友掛け*が行われ、四万十川は観光客や釣り客等を対象とした重要な観光資源にも位置付けられています。

しかし、水量の減少や濁水、河床の瀬やふちの劣化、外来魚の影響など河川環境の変化などの様々な要因により、四万十川でのアユの漁獲高は 1990 年代半ばまで概ね 600 トン以上あり、多い年には 1,000 トンを超えていたのが、2004 年からはほぼ 40 トン以下で推移するようになり、近年では 20 トンに満たない年もみられるほどに減少し、釣り客の減少にもつながっています。

そのため、四万十川の資源調査などの結果を基に、原因究明と課題解決に向けた取り組みを進めることが必要となっています。

【方　　針】

◆ 地域への愛着心と誇りを持って自然景観の価値を伝えられる人、守り生かせる人を育て、自然を保全することにより清流四万十川にふさわしい自然景観のまちを目指します。

【指　　標】

項目	現況値（R2）	目標値（R8）
四万十川一斉清掃参加者数	※R2 はコロナ禍のため中止 (R1) 1,240 人	延べ 2,000 人
四万十川での遊漁券販売数（上流淡水漁業協同組合取扱分）	297 人	350 人
合併処理浄化槽人口普及率	54.78%	65.3%

【施　　策】

○自然環境・自然景観の保全

四万十川を中心とした河川、里地、里山等の自然景観を後世に引き継ぐため、関係機関との連携により、流域における計画的な森林施業や農業排水対策等による適切な自然環境の保全に努めます。また、河川の水質汚濁を未然に防止するため、水質調査や監視体制の充実を図ります。

○生物多様性*の保全

四万十川流域の希少な動植物の状況を把握し、必要な対策や情報の発信による啓発を行うなど、生物多様性の保全保護に取り組みます。

○環境教育・環境学習の充実

身近な自然と触れ合うことによって自然環境への理解が深まるよう、環境学習の充実を図り、川や地域への愛着と誇りを育み高めます。また、環境問題に取り組む団体等の情報共有を図り、自主的な環境保全活動を促進します。

○環境美化活動の推進

地域住民や環境保全の各種団体等の協力のもと、地域が一体となった海・川・水路など水辺の清掃や除草などの環境美化活動を普及啓発し、清潔で快適なまちづくりを進めます。

○生活排水の適正処理

生活排水による河川環境への負荷軽減のため、公共下水道、農業集落排水施設の接続率の向上を図り、施設の適正管理を行うとともに、合併処理浄化槽の普及啓発を推進します。

○不法投棄の防止

不法投棄の現状把握に努め、不法投棄防止に対する啓発や巡回監視体制を充実するなど、不法投棄対策に取り組みます。

【主な個別計画】

- **四万十町環境基本計画**
- **四万十町四万十川保全活用基本計画**

向弘瀬沈下橋（四万十町弘瀬）

施策目標(17) 脱炭素・循環型社会の推進

【現況・課題】

＜再生可能エネルギー＞

地球温暖化対策事業の実施により、太陽光発電機等のハード面は順調に推進し、一定のCO_2削減目標を達成しています。

小水力発電の利活用については、有力な候補地が見つかっていない状況です。

木質バイオマス*の利用促進については、町内外の需要地に対し燃料製造や原木の流通販売を推進し、地域資源循環モデルの構築を目指しています。

本町の豊かな自然環境を保全するため、自然を活用した再生可能エネルギーの利活用、地産地消のまちづくりのさらなる推進が求められています。

＜自然循環型生活＞

ごみの減量化、資源ごみのリサイクル率は低く、更なる啓発が必要です。

本町では、自然循環型生活を推進するため、小中高生を対象に環境学習を普及していますが、今後は子どもたちだけでなく、事業所等や大人を対象にした普及啓発も必要となっています。

そのため、環境に対する意識を高め、町民と行政が一体となってごみの減量化や再資源化を進め、環境にやさしいまちづくりを推進していくことが求められています。

【方　　針】

◆ 町民一人ひとりが環境に対する意識をさらに高め、町民と行政が一体となって再生可能エネルギーの活用や環境保全活動に取り組むことにより、環境にやさしいまちを目指します。

【指　　標】

項目	現況値（R2）	目標値（R8）
町の業務による温室効果ガス*排出量	3,722 t -CO_2（令和元年度）	3,461 t -CO_2
町民と行政が共に取り組む環境美化活動（清掃）の実施回数	5 回	7 回
町民１人１日当たりのごみの排出量	916 g	824 g

【施　　策】

○地球温暖化防止の推進

町全域から排出する温室効果ガスの排出量を把握するとともに、温室効果ガスの排出抑制に向けて、様々な場面での環境学習等を通じて、誰もがすぐに実践できる取り組みについて広く周知・啓発を図り、それを実践・継続できる環境を整えます。

○木質バイオマス利用の推進

再生可能エネルギーの普及を目指し、町の豊富な森林資源を活用した木質バイオマスの有効活用を図るため、町内外の需要地に対し燃料製造や原木の流通販売を推進し、地域資源循環モデルの構築を目指します。

○再生可能エネルギーの地産地消の推進

太陽光発電や木質バイオマス等の町内で算出される再生可能エネルギーを増やしながら、地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源で賄う地産地消を目指します。

○ごみの減量化・資源循環の推進

廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）という３Ｒ（スリーアール）の取り組みを普及啓発するため、町の広報誌やホームページ等での積極的な情報提供に努め、必要に応じて研修会を開催するなど、町民・事業者との協働による、ごみの減量化・資源化への意識の高揚を図ります。

また、家庭や事業所における食品ロス削減のための普及啓発活動に取り組みます。

○処理施設の適正管理

廃棄物処理施設である焼却施設、リサイクルプラザ、浸出水処理施設*、埋立貯留施設*、汚泥再生処理施設*は適正な維持管理に努めます。

○公共施設の脱炭素化の推進

環境負荷の低減に配慮した断熱・通風・採光等の性能の高い設計、高効率設備の導入、太陽光発電システムや木質バイオマスエネルギーの利用、照明機器の LED 化等の導入を検討し、公共施設の脱炭素化を目指します。

【主な個別計画】

- **四万十町環境基本計画**
- **四万十町一般廃棄物処理基本計画**
- **第３次四万十町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）**

太陽光発電（きらら大正）

食品ロス削減啓発活動（町内保育所）

政策目標８．安全で快適な暮らしができるまち

施策目標(18) まち・くらしの基盤整備の推進

【現況・課題】

＜道路・交通基盤＞

国道は 3 路線、延長は 89.4Km でほぼ改良済ですが、未改良路線である 439 号の改良率は 27.1%です。県道は主要県道 5 路線、延長は 45.3Km、改良率は 74.6%、一般県道 11 路線、延長は 97.7Km、改良率は 43.6%となっています。

町道は 918 路線、延長は 652.9km ですが、改良済延長は 264.2km（40.5%）と低くなっています。

また、橋りょうは 620 橋ありますが、老朽化による対策が必要です。

本町では、生活交通体系を確立するため、既存バス路線の再編等を実施してきましたが、人口減少や集落の点在により、輸送サービスの非効率化が顕著となっています。

人口減少社会の到来や地球環境問題などへの対応を図るため、全国的に公共交通の維持・再生に向けた取り組みを強化するニーズが高まっていますが、自宅からバス停までも移動できない高齢者が増加しており、再編に向けたきめ細かな対応が求められています。

＜情報・通信網＞

本町では、緊急時の情報提供手段として、ケーブルネットワークと音声告知設備を整備しています。

また、ケーブルテレビやインターネット、携帯電話エリアメール等の活用を図るとともに、消防署や消防団の円滑な連携のため、デジタル簡易無線を整備しています。

携帯電話の不感地域を解消し情報格差を是正することにより、災害時や緊急時の無線通信による連絡手段を確保するとともに、ＡＩ（人工知能）・ＩＣＴ（情報通信技術）等先進技術を活用し、町民の利便性の高いサービスの提供、情報格差の解消及び更なる高速情報通信基盤整備を目指します。

＜住環境＞

本町では、これまで誰もが安全・安心な快適で住みよい環境を整備するため、ニーズに合った住宅の建設や公営住宅の耐震化及び長寿命化を推進しています。

しかし、近い将来発生が予想される南海トラフ地震に備えて、住宅の耐震化や空き家対策が大きな課題となっています。

＜公園＞

公園や緑地は、住民の憩いの場として機能していますが、公園施設の適正な維持管理が課題であり、また、ライフスタイルの多様化等により公園に求められる機能も変化しています。

＜上下水道＞

本町では、安全で安定した水を供給するため、未普及解消事業、耐震対策・老朽化対策の建設改良事業を推進しています。

一方、水道事業の経営面では、上水道事業と簡易水道事業を経営統合し、今後将来にわたって安定的に事業を継続していくための経営戦略の策定や人材育成、経営健全化に向けた取り組みが課題となっています。

【方　　針】

◆ より多くの町民にとって、利用しやすい生活基盤、便利な公共交通の実現、安心して住むことができる住環境や公園、上下水道等の生活基盤を、効率的かつ効果的に整備することにより、快適に住み続けられるまちを目指します。
◆ 情報伝達環境を整備し、適切な維持管理に努めることにより利便性と安全性が高い情報を提供するまちを目指します。

【指　　標】

項目	現況値（R2）	目標値（R8）
町道の改良済延長	264ｋｍ	274ｋｍ
ケーブルテレビ加入率	90.1%	95.0%
携帯電話不感地域の世帯数	27 世帯	0 世帯
耐震基準を満たしていない町営住宅数	166 戸	106 戸
水道有収率*	65.50%	82.00%
水道の未普及世帯数	79 世帯	40 世帯

若井川大橋

町道宮ノ越線

【施　　策】

○道路整備の推進

地域間交流促進のため幹線道路の整備を計画的に進め、生活拠点を結ぶネットワークの構築に努めるとともに、生活道路の整備を図り、安全・安心な道路空間の確保に努めます。また、国・県道については、未改良区間と危険箇所の早期整備を関係機関に働きかけます。

○橋りょう等道路構造物の予防保全対策

定期点検結果の健全性判定により、路線の交通量や重要度に基づく計画的な補修を実施し予防保全に努めます。

○総合的な公共交通網の確立

他の公共交通事情や利用状況に応じた路線バス網に再編し、公共交通サービスが届き難い地域においては、交通弱者の生活に必要なコミュニティバスを運行するとともに、タクシー等とも連携した総合的な公共交通網の整備に努めます。また、既存の輸送サービスが確保できない場合には、自家用有償旅客運送制度*を活用した住民サービスの導入について検討します。

○情報通信網の整備

観光振興や防災対策の強化のため、公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）の整備を進めるとともに、携帯電話不感地域の解消等、地域間の情報格差の是正に取り組みます。また、町内全域に整備しているケーブルシステムや音声告知設備の適正な維持管理に努めます。

○住民ニーズに合った住宅施策の推進

誰もが安心して快適に住み続けることができるよう、住生活基本計画に基づき、多様な生活スタイルに合わせた住宅施策を推進します。

○町営住宅の供給

老朽化等で耐震基準を満たしていない町営住宅の計画的な建替えを行い、特に高齢者に配慮した適切な居住水準を備えた町営住宅の供給を推進します。また、長寿命化を考慮し外壁の塗替え及び老朽化した設備の改修に努めます。

○公園等の適正管理

公園施設の機能保全と利用者の安全を確保するため、計画的な更新や補修に努めます。また、施設や設備のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、利用者ニーズを踏まえた人にやさしい施設緑地の整備を図ります。

○地籍調査の推進

土地の適正かつ有効な利用を図るため、民間活力の導入など調査体制の充実を進めながら地籍調査を計画的に推進し、早期完了に努めます。

○水道水の安定供給

水源施設、浄水施設及び配水施設の計画的かつ効率的な維持管理に努め、安全で安定した水道水の供給を図ります。

○水道事業経営の健全化

経営基盤の強化と給水サービス向上のため、施設の維持管理業務等の民間委託を進めるとともに、水道事業の統合や計画的な維持管理費の軽減等により水道事業経営の健全化に努めます。

【主な個別計画】

- 四万十町住生活基本計画
- 四万十町地域公共交通計画
- 四万十町公営住宅等長寿命化計画
- 四万十町橋梁長寿命化修繕計画
- 四万十町景観計画

四万十緑林公園

大井川　町営住宅

施策目標(19) 安全・安心の確保

【現況・課題】

＜防災・防火対策＞

本町は県下でも降雨量が多い地域であり、河川の氾濫やがけ崩れ等の災害も発生しています。

また、近い将来発生が予想される南海トラフ地震に備え、道の駅あぐり窪川が防災道の駅に指定されるとともに、四万十緑林公園が県総合防災拠点となっていることから、地震や津波、火災等の災害の複合化に対応する施設整備の充実を図っています。

本町では、防災教育や自助対策などの災害予防や自主防災組織の体制の強化・充実に取り組んでいますが、今までに経験したことのない大規模災害に備えたハード・ソフト両面の整備が急務であり、豪雨・地震対策等、様々な災害に対応できる防災体制の強化・充実、防災施設の整備等を図っていく必要があります。

＜災害時の医療体制＞

本町では、南海トラフ地震等に備え、四万十町地域防災計画に基づいた災害時の医療体制について、関係機関の協力のもと検討を進めています。

引き続き、医療救護所での活動及び医療機関の協力による医療救護体制づくりや医療薬品等の備蓄など必要物資の確保、災害時の広域連携・相互支援体制の整備・拡充が必要です。

＜交通安全・防犯対策＞

住民生活の安全・安心に資するため、交通安全・防犯対策など、地域の実情にあった取り組みを実施していますが、今後も地域住民が安心して暮らせる地域社会の形成に取り組む必要があります。

【方　　針】

- ◆ 地震・津波対策や消防対策、自主防災組織の育成を総合的に進めることにより、住民の生命と財産が守られるまちを目指します。
- ◆ 四万十町地域防災計画に基づいた災害時の医療救護体制の整備を進めることにより、いざという時にも必要な医療が受けられるまちを目指します。
- ◆ 地域ぐるみの交通安全・防犯対策を進めることにより、事故や犯罪の発生しない安全・安心なまちを目指します。

【指　　標】

項目	現況値（R2）	目標値（R8）
住宅の耐震化率	42.7%	49.0%
定期的に防災訓練を実施している自主防災組織の割合	90.8%	100%

【施　　策】

○防災行政の推進

防災行政の基礎となる地域防災計画の点検、見直しを随時行い、総合的な防災行政の推進に努めます。

また、自治会や自主防災組織等に対する広報や防災訓練の実施により、防災知識の向上や意識の啓発を進め、自主防災組織を中心に地域全体で災害対応を行えるよう体制整備に努めます。

○地震・津波対策の強化

南海トラフ地震による被害を最小限に抑えるため、津波避難施設整備と維持管理を行い、応急期に必要な各種機能や災害対策本部機能の強化を図ります。

また、個人住宅やブロック塀の耐震化、老朽住宅の除却等を積極的に行い、災害発生時に緊急輸送道路や避難経路の機能を損なわないよう努めるとともに、避難所の耐震化や運営マニュアルの作成等、住民自らが行う自助・共助対策を総合的に推進していきます。

○治山・治水事業の推進

豪雨等による土砂災害や水害に備え、危険個所の調査に基づく対策を推進します。特に中心市街地の浸水被害対策については、関係機関と連携して計画的に取り組みます。

○災害時の支援策・広域連携体制の整備

災害発生時の対応を円滑に行うため、応急期の機能配置計画に基づく機能の配置と整備を行うとともに、防災倉庫や各避難所等にこれまで整備してきた備蓄物資・資機材に加え、新型コロナウイルス等の感染症対策用の資機材等の整備を行います。また、外部機関や事業者との応援協定の締結など、広域連携体制・相互応援体制の強化に努めます。

○災害時要配慮者対策の強化

災害発生時に特に配慮を要する者に対し、災害情報の伝達体制を整え、円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えます。

○消防・防災体制の充実

消火栓・防火水槽、消防ポンプ車両等、消防防災施設の計画的な整備を行い、消防体制・活動の充実・強化を図ります。

○救急援助体制の充実

町内外の医療機関と連携し、救急救助の拠点を整備するとともに、孤立地域に対応する緊急用ヘリポートの整備を推進するなど救急救助体制の充実を図ります。

○防犯・交通安全対策の強化

交通事故や犯罪の防止に関する意識の高揚を図るとともに、交通事故や犯罪を未然に防止するため、地域や関係機関とも協力・連携し、町民総ぐるみの運動として取り組みます。

○消費者行政の推進

関係機関と組織している消費者行政推進連絡協議会において、相互の情報交換及び連携を図り、啓発グッズの配布、出前授業など消費トラブルの発生抑止に努めるとともに、トラブル発生時に相談できる一次的な窓口を設置し、関係機関と連携して解決を支援できるよう取り組みます。

【主な個別計画】

- **四万十町地域防災計画**
- **四万十町国土強靭化地域計画**
- **四万十町災害時要配慮者避難支援計画**

避難所における感染症対策訓練

行財政運営の方針

～目指すまちの将来像の実現に向けて～

基本方針として掲げた目指すまちの将来像の実現に向けて、総合振興計画を着実に推進していくための行財政運営の方針を２つの視点からまとめ、各分野の施策の展開にあたっては、この方針を踏まえたまちづくりを推進します。

（１）協働によるまちづくりの推進

【現況・課題】

長期的な経済の低迷や人口減少、少子高齢化の進展など社会情勢が変化する中、町民ニーズやライフスタイル、価値観などが多様化、複雑化しており、町民のみ、行政だけでは対応できない課題が生じています。

そのため、町民と行政が協力・連携していくことが求められており、町民、町職員ともに自治意識の醸成が必要となっています。

2011（平成 23）年４月、町民主体の協働によるまちづくりを推進するために「四万十町まちづくり基本条例」が施行されました。

町内では、自治会やＮＰＯ法人、ボランティアなどによる町民活動が行われています。

これらの団体は、それぞれが抱える課題や目標のもとに活動していますが、さらに、その能力や経験を生かすための支援を行うとともに、団体間や町民と行政とが相互交流し、意見交換を行う場を創出するなど、協働のまちづくりのための環境整備が必要です。

本町では、町民と行政との情報共有を推進するため、広報紙やホームページ、情報公開制度や行政出前講座の実施などによる情報提供を行っています。

協働のまちづくりには、多様な主体との情報共有による信頼関係の構築が重要であるため、情報基盤を整備し、必要な情報を容易に活用できることが求められています。

広大な町域を有する本町では、多様な地域の個性を生かしたまちづくりを進めています。

地域主権が進展する中、今後もより広い分野において、画一的な行政運営ではなく、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりが求められています。

そのためには、多くの町民の参画が不可欠であることから、町民が主体的にまちづくりへ参画できるよう、多様な参画方法を設け、開かれた行政運営に努める必要があります。

【方　　針】

◆ 四万十町まちづくり基本条例に基づき、町民と行政が目的を共有し、お互いの責任のもと役割を分担しながら町民主体の協働によるまちづくりを推進します。

【施　　策】

○自治意識の醸成

まちづくり基本条例に定める基本理念を啓発し、町民全体の自治意識の醸成に努めるとともに、まちの課題に正面から向き合い、町民を信頼し、町民から信頼される町職員を育成します。

○協働の推進体制の充実

町民活動団体等との支援事業の共催や、委託、指定管理者制度*など、多様な形態での連携を図り、団体等の自主的活動を支援するとともに、団体間の連携強化を促進します。

○情報共有の推進

まちづくりに関する情報基盤を整備し、その情報を町民と行政との共有の財産として適切に公開するとともに、その内容等が町民の視点で分かりやすいものとなるように努めます。

○広報活動の充実

広報紙やホームページをはじめ、ケーブルテレビなど多様な情報媒体による情報発信に努めるとともに、町民が情報にアクセスしやすい環境を整備します。

○広聴活動の充実

意見公募手続きの適切な実施に努めるとともに、各種懇談会等の開催による広聴活動を充実し、町民の声を町政に反映します。

○町民参画機会の拡充

町政運営における政策形成や事業の実施及び評価等の各段階において、町民参画機会の拡充に努めます。

○集落担当職員制度の充実

地域との信頼関係を深め、集落担当職員制度を更に充実するとともに、地域の課題をより身近なものとして捉え対応することのできる職員を育成し、地域と行政によるまちづくりを推進します。

【主な個別計画】

- なし

（２）経営的な視点に立った行財政運営

【現況・課題】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響による地方経済の低迷や人口減少、超高齢化社会の到来など社会情勢は大きく変化し、町税をはじめとする歳入の減収が見込まれています。

一方、「ふるさと納税制度」による本町への寄附金は増加しており、今後も返礼品の魅力向上とまちの情報発信を強化し、歳入の確保に努めていく必要があります。

歳出においては、医療や介護をはじめとする社会保障関連経費が年々増大するとともに、今後は公共施設やインフラ資産の老朽化にともなう更新や、維持補修費の増大等も見込まれており、弾力的な財政運営が困難となる財政の硬直化が懸念されます。

行財政運営については、これまでも事務事業の効率化と経営基盤の強化に取り組んできましたが、厳しい財政状況の中、より一層の行政運営の効率化に努める必要があります。

そのため、ＰＤＣＡサイクル*を活用した継続的な改善を進め、事務事業の効率化や民間活力の積極的な活用等による効率的な行政運営体制を構築するとともに、新地方公会計制度*の活用等により財政の健全化を推進する必要があります。

公共施設の管理については、「四万十町公共施設等総合管理計画*」に基づき、計画的な施設等の更新や統廃合、長寿命化などに取り組み最適な配置を行うことで、財政負担の軽減・平準化を図り、効率的な資産管理を行っていくことが必要です。

行政の組織力の強化については、町民サービスを充実させていくための組織体制や人材育成を推進するとともに、組織としての課題対応能力や業務遂行能力の向上が必要です。

町職員の人材育成については、「職員人材育成基本方針」に基づき、町民満足度を高めるため、住民感覚、経営感覚、チャレンジ精神、豊かな人間性を有する職員の育成に努めてきました。

しかし、今後も様々な課題に的確に対応していくためには、能力や業績に基づく人事評価制度の活用や、職員個々の能力に応じた研修体制の整備、活力を生み出す職場づくりの推進等により職員一人ひとりの資質と能力を高め、組織的な行政運営に取り組まなければなりません。

【方　　針】

◆ 人材、財源、資産等の限られた経営資源を、町民生活や町の将来のために必要な施策に適切に配分し、町民サービスの向上を図るとともに、健全で持続可能な行財政運営を推進します。

四万十町役場本庁舎

【施　　策】

○行財政改革の推進

これまで実施してきた行財政改革の取り組みについては、総合振興計画の行財政運営の方針に掲げる施策に包含し、一体的に管理・推進することにより、効率的かつ効果的な自治体経営に取り組みます。

○行政運営体制の強化

限られた人材・財源を有効に活用し、質の高い行政サービスを提供するため、ＰＤＣＡサイクルに基づく改善等に取り組み、より効率的で効果的な行政運営体制を構築します。

○民間活力の活用

指定管理者制度、アウトソーシング*等の民間活力の活用を推進します。また、導入済の施設についても、引き続き町民ニーズを反映したサービスの向上や効率的・効果的な運営に努めます。

○持続可能な財政基盤の確立

将来にわたって安定した行政サービスを提供するため、町税をはじめとした自主財源の確保に努めるとともに、補助金適正化指針に基づき補助金等の見直しを図るなど、既存事業の見直しなどによる歳出の圧縮に努め、健全で持続可能な財政基盤を確立します。

○新地方公会計制度の活用

固定資産台帳と複式簿記を基に作成する新地方公会計制度の財務書類を活用し、より正確で分かりやすい財政状況等の情報公開に努めるとともに、事業別や施設別のコスト分析等を行い、予算査定や行政評価の資料としての活用を検討します。

○公共施設マネジメント*の推進

公共施設等総合管理計画に基づき、町民の利便性の維持・向上を図りながら施設の長寿命化や再編に取り組み、将来を見据えた施設の適正配置を推進します。

○職員の人材育成

職員人材育成基本方針に基づき、活力を生み出す職場環境づくりや職員個々の能力に応じた研修体制の構築に取り組むとともに、人事評価制度の実施と活用を推進します。

○広域連携の推進

観光産業の振興や電算システムの整備など、本町が単独で実施するよりも事業効果やコストの削減を見込むことができる分野については、近隣市町をはじめとする他の自治体との広域的な連携を推進します。

【主な個別計画】

- **四万十町中期財政計画**
- **四万十町公共施設等総合管理計画**
- **職員人材育成基本方針**
- **四万十町定員適正化計画**

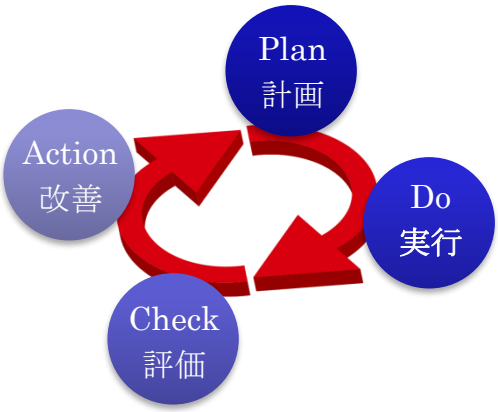

第２次四万十町総合振興計画

後　期　基　本　計　画

発行：令和４年３月／高知県四万十町

編集：四万十町企画課　TEL：0880-22-3124

〒786-8501　高知県高岡郡四万十町琴平町 16 番 17 号